

平成17年第1回
美咲市議会定例会会議録
平成17年3月7日(月曜日)
午前10時05分 開議

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 一般質問

◎出席議員(22名)

議長 中西勇夫君
副議長 吉田栄君
1番 吉岡文子君
2番 広島雄偉君
3番 五十嵐聡君
4番 白木優志君
5番 小関勝教君
6番 福庄計夫君
7番 土井敏興君
8番 谷内八重子君
9番 長谷川吉春君
10番 米田良克君
11番 古関充康君
12番 矢部正義君
13番 谷村孝一君
14番 川本政芳君
15番 内馬場克康君
16番 本郷幸治君
18番 紫藤政則君
19番 荘司光雄君
20番 林国夫君
22番 長岡正勝君

◎出席説明員

市長 桜井道夫君
助役 佐藤昭雄君
総務部長 板東知文君
市民部長 三谷純一君
保健福祉部長兼福祉事務所長

安田昌彰君
経済部長 天野修二君
建設部長 酒巻進君
水道部長 加藤誠君
市立美咲病院事務局長

堀川泰雄君
消防長 佐藤賢治君
総務部総務課長 奥山隆司君
総務部総務課総務係長 阿部良雄君

教育委員会委員長 阿部稔君
教育委員会教育長 村上忠雄君
教育委員会教育部長 吉田讓君

選挙管理委員会委員長

熊野宗男君

選挙管理委員会事務局長

稲村秀樹君

農業委員会会長 西館隆志君
農業委員会事務局長 秋場勝義君

監査委員 川村英昭君
監査事務局長 遠藤等君

◎事務局職員出席者

事務局長 谷津敬一君
次長 和田友子君
総務係長 濱砂邦昭君

午前10時05分 開議

●議長中西勇夫君 これより本日の会議を開きます。

●議長中西勇夫君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

23番 長岡正勝君

1番 吉岡文子君

を指名いたします。

●議長中西勇夫君 次に日程の第2、一般質問に入ります。

発言通告により、順次発言を許します。

13番谷村孝一君。

●13番谷村孝一君（登壇） 平成17年第1回市議会定例会に当たり、さきに通告した大綱2点について、市長にお伺いをいたします。

その1点目は農業行政で、米改革における担い手確保とその対策についてであります。米を取り巻く状況は、近年の食生活の多様化と農業者の減少、高齢化により農業の構造改革が叫ばれ、米政策の抜本的改革の必要性が認められ、平成15年の通常国会で成立されたわけであります。これにより本格的な米政策改革大綱が示され、需要に応じた米づくりを目指し、平成22年度に完全移行させるために、消費者重視、市場重視の考え方に立って、農業者と農業団体の主体による効率的かつ安定的な農業経営が米生産の大部分を担う米づくりの本来あるべき姿の実現を目指し、どれだけつくるかという考え方に切りかわり、米をつくらぬ面積の配分から米をつくる数量の配分となり、10アール当たりで決まっていた

転作奨励金も地域で作成した農業ビジョンに基づき、地域で使い方を設定する方式に変わったのであります。

また、米の流通制度も創意工夫ある仕組みになり、米ビジネスのできる環境になりました。さらに、米改革は担い手育成にも力を注ぎ、担い手の経営を安定させるため、生産調整に参加する農家に一定の方式に基づき、米価の下落時に支払われる経営安定対策、つまり稲作所得基盤確保の上乗せ措置として確立されたが、しかし去年は災害等による冷害年にもかかわらず、この対策は発動されず、生産農家に大きな打撃を与える結果となり、改革初年度からつまずき、現在その見直し論議が重ねられ、真に補てんできる仕組みにしなければなりません。

また、平成19年度から実施の方向で進められている品目横断的な直接所得方式も担い手に限った施策であります。以上のように、担い手の位置づけによっては施策の重点化から外れることとなります。このように米改革は、多岐にわたる改革が求められており、すでに一部は平成16年度から実施されておりますが、この際私は担い手確保だけに絞って質問させていただきます。

いま農水省で示されている担い手になる要件は、北海道が10ヘクタール以上で、都府県は4ヘクタール以上で、また集落営農は組織化で経理の一元化、そして法人化が条件で、20ヘクタール以上という面積要件を示しておりますが、そこで美唄市の場合、10ヘクタール以上の認定農業者と要件を満たした集落営農数はどのぐらいの数になりますか、お聞きいたします。

また、いまだ要件を満たされていないおおむね8ヘクタール以下の農業者数がどのぐらいの数になるのかお伺いいたします。

農水省の全国の担い手数は、約40万戸と見込んでいるが、04年度の経営安定対策の加入、認定農業者が3万戸、集落営農は200戸にとどまっている状況であり、農水省と農業団体が集落営農化を2万から4万経営体にすべく、行政も含めて努力すると言っております。一方、農地の集積のスピードも全国で年間4万ヘクタール程度で、目標までにほど遠いと言わざるを得ないわけで、その対策が急がれております。そこで、本市の場合も農業団体や生産者の自主的な動きだけではなく、行政の強い指導が必要と思いますが、市長の考え方をお伺いいたします。

もう一方で、最近の新聞報道によれば、全国的に現在示されている担い手要件では問題があるとその見直しが叫ばれておりますが、農水省は新たな食料・農業・農村基本法の見直しの中で、農政審議会の企画部会に示したその要件は、効率的かつ安定的な農業経営を目指す農家と位置づけ、具体的要件を地域の実情を考慮し決めるとしているが、3月の閣議決定までになお曲折が予想されております。もし現行の要件で推移すると、本市の場合もいま以上に農業者が減り、人口がさらに流出することにつながり、地方交付税の減額に拍車をかけることになり、今後の美唄のまちづくりにも影響し、依存財源が頼りの本市の現況を見るときに人口減に歯どめ策が必要であります。申し上げたとおり、本市農業の担い手の確保が大事であります。私は、専業で意欲のある農業者は担い手としてカウントする

べきと考えます。桜井市長は、日ごろ美唄は農業が元気にならなければまちづくりも進まないと言っております。担い手確保対策が急がれておりますが、市長の考え方をお伺いいたします。

次に大綱の2点目は、美唄駐屯地についてであります。我が国の防衛力のあり方やその具体的な整備目標など、日本の防衛力の整備、維持、運用に関する基本的指針を示したものが防衛大綱であると思っております。旧防衛大綱が策定されたのが平成7年であるため、新たな安全保障環境に十分対応できる内容になっていないことから、新たな弾道ミサイル防衛システムの整備などについて、これまでの懇談会などにおける論議を踏まえ、平成16年12月10日、新たな防衛大綱として平成17年度以降に係る防衛計画の大綱として安全保障会議と閣議で決定されたところであります。

新防衛のポイントとしては、次のように示されたわけで、旧防衛大綱では防衛の基本方針のみでしたが、今後は我が国の安全保障の基本を明らかにした点であります。

また、これまでの日本の防衛力は、基盤的防衛力の構想でありましたが、我が国に対する軍事的脅威に対し、独立国として必要最小限の防衛力を保有するという構想で、つまり多機能で弾力的な実効性ある防衛力であります。さらに、国際的な安全保障環境を改善し、日本の安全と繁栄の確保に資するため、今日までも行ってきた政府開発援助、ODAの戦略的活用を含め、外交活動の一層の推進が求められ、日本の平和と安全の確保から国際平和協力外交と一体とした取り組みであります。このように中期防衛力整備計画は、平成17年

から21年度までに防衛力を実現させるために、16年度価格でおおむね24兆2,400億円の範囲で行おうといたしております。そのために組織の見直しも含め、現在の防衛力の再編や縮減が求められたのでありまして、現在の陸上自衛隊において再編定数を16万人から15万5,000人に、また新防衛大綱の重点的シフトに伴い、戦車の台数も大幅に削減し、国際社会のニーズに対応するために自衛隊活動が敏速にできるように、一元的指揮のもと事態発生時に各地に部隊を派遣できる中央即応集団の創設も示されました。

一方、装備においても新たに弾道ミサイル、防衛システムの整備が加えられたのでありまして、このような一連の見直し背景の中、昨年暮れ美唄駐屯地も縮小、廃止のリストに載り、関係者の驚きと不安を禁じ得なかったわけではありますが、結果として第2地対艦ミサイル連隊美唄駐屯地は廃止を免れたわけでありまして。今後の不透明さもある中で、駐屯地を有している市長として行動されたと思っておりますが、その経緯と市長の行動経過についてお伺いいたします。

一方、平成17年度で美唄駐屯地は創立28周年、第2地対艦ミサイル連隊が13周年を迎えるわけで、ますますその充実が期待され、現在隊員、家族を含め500名を超える居住規模であり、本市財政の一端を担われていると思っておりますが、本市における財政及び経済的効果などの程度になるのかをお伺いいたします。

また、駐屯地創設以来の防衛関連予算で行った公共事業の総額と今後新規にお願いする事業予定はありますか。あわせてお伺いをいたします。

さらに、前段申し上げたとおり中期防衛力整備計画、つまり新防衛大綱の中身にありまして、テロなど新たな脅威や多様な事態に対応し、国際的な安全保障環境改善のためにこれまでのように自衛隊の配備そのものが目的ではなく、より現実的な対応をできる新防衛大綱、さらに国民保護法を思うときに、美唄市の新しい市長として自衛隊の意義、変貌する自衛隊観についてお伺いをし、この場からの質問を終わります。

●議長中西勇夫君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 谷村議員の質問にお答えします。

初めに、担い手農家の現状についてであります。水田農家の総数は1,006戸で、このうち担い手経営安定対策の加入対象となる農家は、水田農業ビジョンに担い手として位置づけられる認定農業者で、かつ10ヘクタール以上の水田経営面積を有する農家、または特認基準を満たす農家となっていることから、個別経営では373戸、法人では2組織であり、合計で375戸となっております。なお、集落営農組織はいまのところございません。

一方、面積要件などから対策の対象とならない農家は631戸となっております。今後におきましては、水田農業ビジョンの実現や農業経営の改善を目指す中で、一人でも多くの農業者が担い手経営安定対策の対象経営となるよう関係機関、団体とともに説明会や懇談会などを通じて啓発に努めてまいりたいと考えております。

次に、存続までの経緯などについてありますが、昨年12月に閣議決定された新防衛計画大綱の策定に際し、道内の陸上自衛隊を削

減するという報道がなされました。本市は、昭和53年に美唄駐屯地が開設されて以来、今日まで駐屯地及び隊員とともにまちづくりを行ってきており、自衛隊の部隊、隊員並びに装備等の削減、廃止が行われると、その影響ははかり知れないものがあります。

このため私は、美唄駐屯地はもとより北部方面総監や第11師団長、札幌防衛施設局長、国会議員への要望活動を行ったほか、道内に駐屯地がある自治体による2度にわたる中央行動や札幌市で実施した「自衛隊削減に反対する総決起大会」に参加するなど、自衛隊削減に反対する活動を行ってまいりました。その後新防衛計画大綱では、陸上自衛隊の定数について現在の人員を若干上回る内容で決定されたものの、道内の陸上自衛隊に関しては11師団の旅団化、恵庭の第1戦車軍の廃止、加えて3つのミサイル連隊のうち、1個連隊を廃止する旨の報道がなされたところでございます。

美唄駐屯地は、まちづくりを進める上で欠くことのできない存在でありますことから、地域一体となった美唄駐屯地の存続に向けた要望活動を行うため、本年1月27日に美唄市並びに月形町と関係団体で構成する「美唄駐屯地を守る会」を設立したところでございます。

また、去る2月8日には道内一致団結して自衛隊の維持、存続活動を行うため、駐屯地等がある市町村を中心に「北海道自衛隊駐屯地等連絡協議会」を設立し、2月23日にはこの協議会の役員として防衛庁に表敬訪問をしてまいりました。美唄駐屯地の維持、存続に関しては、今後とも「美唄駐屯地を守る会」

を中心にこの協議会とも連携し、積極的に要望活動を展開してまいります。

次に、財政、経済効果についてであります。財政効果としましては、市内に居住する隊員、家族に係る地方交付税、市民税のほか、基地交付金及び国有資産等所在市町村交付金で1億2,000万円程度となっております。

また、経済効果としては、隊員等の給与、防衛施設周辺整備に伴う事業費などを含め、24億8,000万円程度と推計しており、美唄駐屯地があることによる財政、経済効果は、合わせて年間約26億円と見込んでおります。

次に、防衛予算による公共事業費などについてであります。市はこれまで防衛施設周辺整備事業としてスキー場建設事業をはじめ、総合体育館建設事業、進徳南美唄線改良事業、ゴクドウ川改修事業など、地域を支える多くの事業を実施してきたところであり、これまでの実績額の合計について平成15年度までの事業費ベースで申し上げますと、約39億8,000万円となっております。

また、今後につきましては、引き続きゴクドウ川の改修事業を実施するほか、新たに取り組むべき事業について検討してまいりたいと考えております。

次に、私の自衛隊観についてであります。自衛隊は我が国の防衛はもとより、大規模災害における救援、復旧活動、さらにはPKO活動やイラクでの復興支援活動など、国際社会への協力や貢献も含め、大きな役割を果たしております。

また、新防衛計画大綱では、新たな脅威や多様な事態への対応が求められるなど、その役割は一層重要なものとなっております。

本市においては、陸上自衛隊美唄駐屯地が市内のさまざまなイベントへの支援、協力や災害対応を行うなど、市及び市民との信頼関係を築いてきた歴史があり、地域振興の面でも極めて重要な役割を担っていただいているものと受けとめております。

●議長中西勇夫君 13番谷村孝一君。

●13番谷村孝一君 自席からそれぞれ1点ずつ再質問させていただきます。

まず、担い手確保の関係であります。先ほどの答弁の中身を見ますと、631戸の農家がいまだ集落営農あるいは担い手の要件に達していないということでございます。私は、非常にその辺を危惧いたしております。631戸そのものがすべてこの要件に合うとは考えておりません。しかし、いま自主的な取り組みであるとか、それから農業団体の指導であるとか、当然これやっておるわけですが、いかんせんそのスピードが鈍いやに思います。そんなことから、これは当然この後の経営安定対策、それから所得確保の基盤確保の意味からも一人でも多くの担い手要件を有して、そして国の重点施策に向かって恩恵を受けなければならない、こういう事態でございまして、いままさに先ほども申し上げたとおり2015年を目標にした食料・農業・農村基本法が国の段階で議論をされております。間もなくその結論が出るし、3月中ごろの閣議と聞いておりますが、これでおおむね大綱が決まってくるものというふうに考えております。いまの要件は要件で、これは当然進めていかなければならない。10ヘクタール以上あるいは集落営農については、5年後の法人化に向けて経理の一元化、そして法人化と、こういった

要件をクリアするために強い指導が必要なのです。先ほど市長の答弁にもあったように、行政も強くこれに入って行って、その要件に見合うように指導していかなければならぬ。こういう答弁でありますから、今後強い指導力を期待するものでございます。

ただ、いま2015年に向けて食料・農業・農村基本法の議論の中で、3月の閣議決定までにもう何日もないわけです。そういう中で最近の新聞紙上では、やっぱりいまの担い手の要件だけでは非常に問題が残るといようなことから、新聞によってはいわゆる小規模農家あるいは兼業農家も含めてこの担い手としての認知をしてはどうかと、こういう新聞も出ております。しかし、北海道においては、いずれにしても10ヘクタール以上あるいは集落営農に収れんされていかなければならぬわけですが、いま一気にそれに持っていくと、いわゆる631戸の未達成の農家が勢い切り捨ての状況にあって、そして場合によっては美唄市から流出する可能性がある。これでは、せっかくいま自立推進計画のもとに美唄は自立していくのだという市長の強い信念が根底から崩れる可能性もあるわけです。

したがって、私はまちづくりという観点からいってもこの631戸の大多数をやっぱり担い手として認めるような方策が必要ではないのかというふうに考えるわけで、時間がございませぬけれども、この際市長は全道市長会あたりに物を申して、そして北海道の声として積み上げていくべきと思いますが、いま1度その辺の考え方を伺いたします。

それから、美唄駐屯地の関係であります。今回の新防衛大綱にありますように、より現

実的な対応を法的に整備しなければならん。あるいは、整備、維持、運用に努めなければならんというようなことで、現実的な対応が示されてきたわけでありまして、そういう中で現時点で日本の自衛隊が海外に派遣をされて、PKO、PKFあるいは人道復興支援、それから昨年暮れありました大きな地震に対する災害、こういったものに積極的に自衛隊が参加をいたしておるわけですが、いかんせん法的整備がなかったためにいろいろ国内で論議を呼んでいるのも事実であります。しかし、今回そういったことで法整備がなされる、こういうようなことでより現実的な対応が自衛隊に求められているという状況でありまして、そういう意味ではいま以上の行動が要求されてくる時代になったということでありまして、そのためには自衛隊の皆さん方も常に訓練、それから指揮系統、それから編成に対する心構え、そういったものを常日ごろ持ちながら訓練をしなければならん。たまたま先ほど市長の答弁の中に、今日までの防衛予算の中でスキー場の建設が挙げられています。恐らく私の記憶では、スキー場そのものはもっと早くにあったんですが、リフトの建設に当たって防衛関連予算で行ったんでないかというふうに認識いたしておりますけれども、ところが最近の美唄国設スキー場の中身を見ますと、何となくじり貧状態でありまして、ただ、いまこの場で私はスキー場の拡幅あるいは充実、そんなことを言うつもりはございません。これは、また次の機会に移しますけれども、ただ関連いたしておりますのは、今シーズンを含めてですが、自衛隊、美唄駐屯地は金額にして約30万円程度の回数

券を買って、冬期間の訓練に励んでおると、こういう状況でありまして、先日お聞きしますと実はほかの部隊も美唄市のスキー場の壁が非常に訓練に役に立つということから、もう少し料金を安くしてもらえればほかの部隊もどんどん使用したいと、こういうお話がございまして、当然先ほどありましたように防衛関連予算でスキー場の整備も行ったということから考えますと、大いにその利用をしていただきたいというふうに考えておりますが、料金等々についての考え方をお聞きし、質問を終わりたいと思います。

●議長中西勇夫君 市長。

●市長桜井道夫君 谷村議員の再質問にお答えします。

初めに、担い手の確保についてであります。現在国から示されている新たな食料・農業・農村基本計画案では、経営安定対策の対象となる担い手は認定農業者のほか、効率的かつ安定的な農業経営に発展すると見込まれる営農組織を基本としております。しかし、具体的な要件等は今後確定されるものと伺っておりますので、市としましては集落営農組織や野菜等部門専門的な営農類型なども担い手に含めるよう市長会を通じて北海道の声として引き続き要望してまいりたいと考えております。

なお、小規模農家などに対しましては、集落営農に参加することなどにつきまして今後関係機関、団体とともに指導、助言に努めてまいりたいと、このように考えております。

最後に、スキー場の利用についてであります。昨年からは美唄駐屯地のほか、千歳の第1特科団にも訓練に利用いただいております。

す。このようなことから、今後利用拡大という視点から検討してまいりたいと考えております。

●議長中西勇夫君 次に移ります。

18番紫藤政則君。

●18番紫藤政則君（登壇） 05年、平成17年第1回定例会に当たりまして、私は大綱2点について市長にご質問をいたします。

大綱1点目は、美唄市行財政の現状と課題についてであります。

1つ目の決算見込みでございますが、04年度の状況でございますが、交付税、普通交付税、特別交付税含めまして当初の見通しをかなり減額になるだろうという現状があらうかと思っております。

1つは、一般会計の実質収支、16年度末で実質収支は黒になるのか、収支不足を来すのか、この辺の見通し、もう1つは、市立美唄病院事業会計でございますが、すでに15億を超える不良債務を有しているわけですが、本年度新たに発生する不良債務の見込額をどの程度と押さえておられるのか、その点お答えをいただきたいと思っております。

2つ目は、市立美唄病院の経営についてであります。この市立病院の経営につきましても、議会で立ち上げました特別委員会の中でも突っ込んだ議論がなされているわけですが、すでに3月に入り、新年度からどういう体制で市立病院の経営をしていくのか、ポイントであります医師の確保が果たしてどうなっているのか。病院長先生は、3月いっぱい定年を迎えられる。その先生に対して引き続き院長として経営をしていただきたいと、こういう要請もしているということを承

知をしていますが、この医師確保の状況についてどういう現状になっているか。

あわせて、第5次の経営健全化団体の指定継続の問題であります。多くを語る必要はないと思っておりますが、17年度の指定継続、現時点で確たる見通しをお持ちなのかどうなのか。市立病院の今後の経営に極めて重要なポイントでありますので、明確な方向性をお示しをいただきたいと思っております。

次に、05年、平成17年度の予算にかかわる留意点、ポイントについてお尋ねをしたいと思います。

1つ目は、三位一体改革の影響であります。地方交付税、補助金、そして国から地方への税源移譲、これを1つのものとして進めていこうということで、実質的には平成16年度から具体化されたものであります。17年度の当初予算においてこの影響をどのように把握をし、その予算に反映されたのか、内容をお示してください。

2つ目は、道財政の立て直しプランであります。この道財政も1,400億円からの財源不足をどうするかということで、すでに本年、そして17年と具体的に市町村に対する事務事業の移譲も含めて、分権も含めて議論がされて、具体的にそのしわ寄せが美唄市の財政にも来ていると思っております。本年度、平成17年度どのような押さえをされているのか、その影響についてお示してください。

次は、市民負担増や行政サービスの低下など、市民の暮らしへの影響についてであります。ご案内のとおり、すでにいま確定申告の時期でございますが、確定申告をされた方も多いたと思いますけれども、税制面においては

配偶者特別控除の廃止がこの確定申告から、いわば増税要素として出てまいります。さらに、社会保障費の負担の引き上げ等もすでに方向が出され、具体的にその実施をされています。平成17年度以降の税制改革は、定率減税の廃止やら、さらには高齢者に対する年金控除等の縮減やら、年金で暮らしているお年寄りを直撃するような、いわば増税が予定をされています。このような背景の中で、美唄市のこの予算における市民の負担、使用料、手数料、さらには行政サービスの低下、これらがどのようになっているのか、その影響について具体的に内容を示してお答えをいただきたいと思えます。

予算の留意点の4つ目でございますが、平成17年、05年度の予算編成方針の1つの特徴的な編成方針の中に、一般財源の枠配分方式というものが示されました。人件費やら公債費等の義務的経費、固定されている経費等を除いて前年の2割削減、そのことによって担当課が予算要求という視点ではなくて、みずから限られた財源の有効活用を図るという意味で、みずからが予算を組み立てると、そういうねらいを込めて一般財源の枠配分方式というものを取り入れたというふうに承知をしていますが、当初編成段階でどれだけの削減目標を掲げて、予算編成作業が終えられて予算書になったわけではありますが、どういう結果、予算書上の成果が出られたのか、その金額についてお示しいただきたいと思えます。

5つは、事務事業見直しによる削減でございます。04の当初予算で、事務事業、さらには人件費等の見直しによりまして、総額6億円を超える見直しによる削減を果たしました。

本年は、この事務事業の見直しによってどれだけの削減を見たのか、その内容について具体的にお示しください。

6つ目、地方債の残高見込みでございます。地方債の残高につきましては、美唄市民1人当たり、果たして多いのか少ないのか、この辺の1つの目安として新しい予算の年度末残高をどのように押さえておられるのか、総額と市民1人当たり、前年対比他市比較も含めてお示しいただきたいと思えます。

7つ目、普通建設事業の査定方針と結果であります。普通建設事業につきましては、国も道も投資的事業の圧縮ということで、3%から8%の減額という、そういった編成方針を立てて実行に移しております。美唄の場合、平成17年度予算において、この普通建設事業の査定方針とその方針がどのように予算書に反映されたか、その結果についてお示しをいただきたいと思えます。

8つ目、新規施策の事前評価の結果であります。新年度平成17年度に盛り込んだ新規施策については、事前評価をしなければならぬということは予算編成方針で明らかにされています。これは、例年そういう方針が示されておりますが、具体的に新規施策について事前評価をどのように行ったのか、その概要についてお示しいただきたいと思えます。

中項目の4点目でありますけれども、自立推進計画の問題点であります。美唄市の自立推進計画、この冊子は3月1日に私どもに示されました。大変膨大なものでありまして、基本的な物の考え方から具体的な事務事業の今後の進め方等について出され、あわせて財政推計も示されているわけであります。私は、

この自立推進計画をざっと読ませていただいて自分なりに感じる点を少しく申し上げて、今後の推進に当たっての留意としてとらまえていただきたい、こんな視点でご質問申し上げたいと思います。

まず、この自立推進計画の策定に当たりまして、内部職員、庁内議論というのはどのようになされたかです。最終的には、庁議でこの推進計画はこういこうということで決定を見たと思いますが、このプロセスの中で職員の意見反映、合意形成、こういったものがどのようになされたか、1つその辺の議論の経過について、まずお示しいただきたいと思います。

それから、美唄市の自立推進計画は、04年、平成16年3月の市町村合併問題の特別委員会の中で、当時の助役がこの自立推進計画をどういう視点でつくるかということ発言をされました。それは、平成16年度の当初予算を組むときに、三位一体改革が思ったよりも予想を超える交付税の落ち込みがあって、乖離が大き過ぎる。そこで、その乖離を現実的に取り扱うのとあわせて具体的にこの推進計画を立てて、こうすれば自立ができると、こういう計画を打ち立てようということで、この推進計画をつくろうと。きっかけは、そういうことだったわけでありまして。自立のシナリオとそれを具現化していく、こういうものが自立の推進計画であります。自立のシナリオと比較をして文言が消えたり、表現が変わったりしているものが見受けられます。財政の推計は、大幅に変わっています。これらの財政議論はまた後でやりますけれども、自立のシナリオとの整合性、ふえたり、減ったり、

表現が変わったり、具体的にどういうものがあるのか、お示しをいただきたいと思います。

次に、公共サービスの再編等、経営基盤の強化の部分であります。この自立の推進計画は、計画期間が平成17年から22年までの6年間です。基本方針が定められています。協働のまちづくり、地域コミュニティ、まちづくり基本条例、職員の地域担当制、協働のまちづくりを推進していこうという、そういう方向が出されています。あわせて自治体の経営基盤の強化を目指してということで、行革の推進、収納対策の強化、広域連携の推進、市役所の組織機構の見直し、公共サービスの再編等々があります。

そこで、この公共サービス再編というのは、いま美唄市が市民の皆さんに提供している公共サービスの守備範囲をどうするのか、サービスの担い手をどのようにしていくのか、これを担い手を決定する基準を策定するとなっているのであります。公共サービスの再編の部分ですが。これを受けて、具体的にどうするかというのがアクションシート等にあるわけですが、基準が示されないアクションシートなのであります。考え方はあるけれども、基準がない。たとえば公園の一部管理について近隣の地域の町内をお願いしよう。具体的に、ではどういったお金を市が負担して、そして町内をお願いしようとするのかという、そういう手だてが示されていない。あわせて使用料等の見直しという部分がありますが、ここには「設定基準を策定し」とあります。仮に温水プールの使用料をどうするかという議論になったときに、その施設の維持管理に係る経費が幾らで、そしてそれを市民

の皆さんにご負担いただくのは、たとえば30%のご負担をいただこうと、こういうのを示して、そしてその示した目標に向かってソフトランディングしていくと。これが使用料の見直しの具体的な推進計画でなければならぬはずであります。それらがこの計画書から見えない。このような内容であります。ご苦労されてつくったということは、私も評価をしたいと思えます。短時間でおやりになった。市長もかわられて、いわば空白期間があったにもかかわらず、職員と協働してつくり上げて、ましてや市民のまちづくり委員会の皆さんとの議論も進められてやってきた。このことについての評価はいたします。しかし、この推進計画をもって市民の皆さんに役割をどうしていく。公共サービスをどうしていくということを訴えて、そして合意形成を図ると、そういう内容ではないと思えます。この辺の公共サービスの再編等経営基盤の強化の部分の特徴的に申し上げましたが、私の認識、市長はどのようようにお考えなのかお示しいただきたいと思えます。

財政推計の部分も同様であります。自立のシナリオの時に、地方交付税を見ますと、平成22年度の地方交付税の見通しは、68億円でありました。この自立の推進計画では、71億円に3億円ふえています。27年度の地方交付税、自立のプランでは59億円であります。この推進計画では、67億円であります。32年、52億円が60億円にふえている。8億円ふえている。普通建設事業、平成22年度、当初の計画は17億円、それが21億円であります。27年は、14億円が20億円に6億円ふえている。私は、これは基本的な積み上げをしてつくり

たと思えます。アバウトな推計ではないと思えます。積算の基礎があると思えます。しかし、地方交付税1つとりましても、いま国が三位一体改革で当面17年、18年は何とか地方財政計画上、地方財政運営に支障がないような対応をしようと言っているのですが、19年以降については地方交付税は交付税特会50兆円の赤字を抱えて、法定の交付税額と、そしてそれが出口で出てくる乖離、5兆円の差があるわけです。この差を埋めるというのが30%の交付税の圧縮のいわば定義、根拠なのです。この現状を見ますと、ことしも国勢調査の年であります。間違いなく人口減がくる。この状況でいま示された地方交付税を確保するという事は、まさに夢物語ではないかと私は思うのです。どんな考えでこのような推計をされたのか、普通建設事業の確保ということが、これが交付税という点で収支の均衡をつくるために出されたものなのか。正直言いまして、各自治体ともこの自立の推進計画、大変な血の出るような計画書づくりをしています。砂川は、16年度ベースの普通建設事業50%で、半分で圧縮して推進計画に盛っています。18年度の推進計画にそれを入れていきます。これは、どこもハードからソフトへという、そういう位置づけで普通建設事業を確保したいのはやまやまだけれども、国も道もそういう流れの中で確保は難しいという推進計画をつくっています。私は、この財政収支見通し、どうも理解に苦しむわけですが、その点についてどのような考え方で推進計画をつくられたか、ひとつお示しをいただきたいと思えます。

次に、雇用労働環境についてであります。

1つは、雇用状況。1月29日の北海道新聞、日糧製パン子会社、味車解散へという、そういう新聞報道が出されていまして。3月いっぱいまでこの工場が閉鎖をするということで、美唄と、それからもう1つ、豊平工場ということで出されておりました。あわせて、三菱マテリアル、ここも3月いっぱいという話も聞いています。このような雇用の状況、具体的な事例を含めてどういう状況になっているのか。事業所の縮小、廃止、また市民生協等の新たな雇用の場もできたと。この辺の状況をまずお示してください。

あわせて、求人、求職、そして有効求人倍率、前年同期にしましてどのような状況になっているのか、雇用保険の受給者がどのような推移をされているのか、お示しいただきたいと思います。

2つ目に、高等学校等の就職内定状況であります。国も、それから全体を示して雇用が好転しているというふうにはよく言われております。美唄市内における短大、そして専門学校、そして高等学校などの就職の内定状況はどうなっていますか。これも前年との対比ができれば、ひとつお示しいただければというふうに思います。

次に、労働相談の状況でございます。最近の新聞で、人材派遣会社が30億円の時間外の支給をしたと。未払い賃金を支給をしたとテレビでどんどん流している。人材派遣会社ですが、そういう記事が載っていました。私も運動上、いろんな方の労働相談を受けます。特に仕事がないということとあわせて、雇入れ通知等の提示がなく、労働条件がわからないまま働いている現実もあります。中身を

見ますと、最賃の適用除外事業所ではないのに最賃違反に近い内容の賃金設定のところもあります。市として市民の皆さん方からの深刻な悩み、労働に関する悩みについてどういう相談があるのか。市として直接受けるのもあるでしょうし、あわせて何らかの方法で把握をしておられるというふうに思いますから、その相談内容についてどのような状況になっているのか、お示しいただきたいと思います。

次に、指定管理者制度であります。指定管理者制度、くどくど申し上げるつもりはありません。これにつきましては、私の一般質問等でもすでに2回ほど議論をしておりますが、この6月に指定手続きに関する条例を議会に提出をすると。それ以降具体的な公募等に入り、個別条例をつくって、そして年内には指定手続きを終えたいという段取りのようであります。議会での議論はありますが、この指定管理者制度、まさにいままで考えられないような制度であります。公の施設の管理運営、これをいままで公共的団体、そして市が50%以上出資をする団体、こういったものでなければ全部委託できなかったのが私企業、さらには地域の町内会、こういうところにも全面委託できるという内容であります。公の仕事の考え方が、いわば構造改革なり規制緩和等によってそこまで押し寄せて法律が改正をされた内容であります。しかし、一方で、これらについて市民の皆さん方、地域の皆さん方、あわせてビジネスチャンスととらえて、この際市の仕事を一生懸命やろうかと、公の施設の管理運営、知恵を出していこうかという、そういった方々の受け皿があるのかどうなのかということとはどのように把握しておられる

のか、私はよくわからない。正直言ってその辺の準備がされていないのではないだろうかというふうに思うのです。美唄市として指定管理者制度について積極的に対応するというのは、この自立推進計画の中にもあります。具体的に67施設を検討して、指定管理者制度に移行したい。それもすべて18年度に実施というような内容になっています。それから、市政執行方針でもそのことが言及されている。自立の美唄にとって欠くべからざる制度というふうに押さえていらっしゃる。しかし、どこまでそのことが美唄市民の皆さんに浸透されているか。ぜひこの制度の内容と美唄市はこうしたい、そしてこういうプロセスを進めていくということを市民の皆さん方にその基本方針を明らかにして示していただきたいというふうに思うのですが、その点についての考え方をお答えをいただきたいと思います。

次に、条例制定の留意点であります。6月に手続きに関する条例が制定をされます。その際、具体的に選定基準等も示されるわけですが、ここに先ほども労働雇用状況で申し上げましたけれども、指定管理者としてなる企業、団体、これらの従業員の労働条件であります。労働環境の確保であります。厚生労働の確保についてきっちりと選定基準に加えていくべきだろうと。

あわせて、2つ目にあります、たとえば施設の使用の許認可、使用許可、使用の取り消し、それから撤去命令、それから何かあったときの損害賠償、情報管理の問題、さまざまな問題があります。従来市が直接対応していた、これからは指定管理者がその権限を持つ。使用許可権を持つわけでありまして、行政の

責任と指定管理者の責任ときちっと、その仕事ができるようになるけれども、行政としての最終責任は免れないわけでありますから、そういう意味での行政責任を果たすための方策、これらについてどのように考えておられるか、お示しいただきたいと思います。

次に、市長選挙公約の実現の関係であります。昨年10月から11月にかけて所信表明に関する質疑が行われました。私は、公約の部分でマニフェストについてお尋ねをいたしました。掲げられて資料として出されました31項目の市長の公約、ぜひマニフェストとしてのまずは基本要素、数値目標をどうするか、いつからこの公約を実行に移すのか、期間、そのための財源をどうするのか、そして実施主体等、方法論を含めた工程表、ロードマップをどうつくるのか、これらのマニフェストの基本4要素、これを明示すべきですということをお尋ねをしました。市長は、マニフェストの考え方は必要だと。しかし、公約の段階ではそれをつくっていないので、ひとつ17年度の予算以降つくるように準備をしたいと、こういうお話をされました。これらの策定状況はどうなっていますか。

2つ目は、平成17年、05年度予算に着手する施策であります。具体的にどのような施策を反映されようとしているのでしょうか。予算に影響のあるもの、ないもの含めて、ひとつどのようなことをなさろうとしているのかお示しいただきたいと思います。

●議長中西勇夫君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 紫藤議員の質問にお答えします。

04年、平成16年度の一般会計及び病院事業

会計の決算見込みについてであります。初めに一般会計決算見込みの実質収支の状況につきましては、現時点において普通交付税が当初予算額を下回ったこと、さらには特別交付税についても台風など自然災害が例年以上に発生したことにより、特殊要因のない自治体への配分額は前年度に比べ大幅な減額が予測されることなどから、極めて厳しい状況となっております。

このため、事務事業の見直しや創意工夫などにより一層の経費節減と歳入確保に努めるとともに、今後決定される特別交付税の額を見きわめながら、実質収支の均衡を目指してまいりたいと考えております。

次に、病院事業会計決算見込みの不良債務の状況につきましては、内科医医師の不足が大きな要因となって患者数が減少し、診療収益が予算に比較して大きく下回る見込みであり、収支状況は極めて厳しく、約2億8,400万円の新たな不良債務が生じる見込みであります。

次に、医師確保と第5次経営健全化団体指定継続見通しについてであります。医師確保の状況につきましては院長の定年退職を含め、3月末をもって退職の意向を示していた医師4名に対しまして、市立病院の医師不足の現状をご理解いただき、引き続き勤務していただくよう慰留に努めてまいりました。この結果、院長と2人の副院長について一定期間継続して勤務いただけることになりました。

また、今月に入り、本年4月から週1回の非常勤内科医師1名が確保できる見通しとなりました。さらに、人脈を通じての医師招聘や人材紹介会社の活用など、医師確保に努め

ているところでございます。

また、第5次経営健全化団体指定継続の見通しについてでございますが、平成16年度の決算見込みは不良債務の発生が見込まれ、非常に厳しい状況にありますものの、新年度における収入確保に向けた新たな方策や現在策定中の地域医療ビジョンに基づく取り組みについて理解を求めるなど、健全化団体の指定継続に向けた国、道への要請活動に最大の努力をしてまいりたいと考えております。

次に、05年、平成17年度予算案の留意点についてであります。初めに三位一体の改革に伴う影響は、地方交付税の見直しによるものとして臨時財政対策債減額が1億4,500万円、国庫補助負担金の改革により、老人福祉負担金、就学援助補助金、在宅福祉事業費補助金、公営住宅家賃収入補助金などの減額が1億0,200万円、また税源移譲として所得譲与税が5,800万円増額となり、影響額は1億8,900万円の減額となる見込みであります。

なお、平成17年度税源移譲につながる国庫補助負担金の改革につきましては、普通交付税において措置されることとなっております。

次に、道財政立て直しプランの影響についてであります。平成17年度予算における本市財政への影響については、道支出金の見直しにより、一般会計において道有林所在市町村森づくり協力交付金25万円の減額と国民健康保険会計において国民健康保険財政健全化対策費補助金227万円の減額が見込まれております。

次に、市民の暮らしに与える影響について、その主なものを申し上げますと、アルテピアッツァ美唄、郷土史料館、体験交流施設使用

料の見直し、し尿くみ取り料、市立保育所保育料、食事サービス利用者負担金の引き上げ、体育施設及び住宅使用料減免の見直し、就学援助基準の見直し、福祉タクシー料金助成などの見直しを予定しております。

また、郷土史料館及び公民館、桜井邸分館の開館時間について、その実態に合わせ見直しを行うこととしたところでございます。

次に、予算編成方針における一般財源枠配分方式についてであります。枠配分対象については、人件費、高齢等に基づく扶助費、公債費、債務負担等を除く一般行政経費として部局ごとに前年度予算対比20%、5億円程度の削減を見込んだところでありますが、結果として8%、2億円程度の削減にとどまったところでございます。

次に、事務事業見直しによる削減についてであります。内部管理経費の徹底した節減、広報紙など事務事業の見直しによる事業の重点化、退職者不補充など人件費の見直し及び補助金等の見直しなどにより、総額で約4億円の節減を行ったところでございます。

次に、地方債残高についてであります。平成16年度末普通会計における地方債残高見込額は261億円で、市民1人当たり88万円、平成17年度末では264億円で、対前年比1.1%の増、市民1人当たりでは約89万円で、前年対比同じく1.1%の増となる見込みです。

また、空知管内他市の状況でございますが、平成15年度の決算額で申し上げますと、地方債残高では歌志内市が一番少なく87億円、次いで三笠113億円、赤平128億円、芦別140億円、夕張143億円、砂川189億円、滝川261億円、深川295億円、岩見沢385億円、美唄市は266億円

となっております。

また、市民1人当たりで申し上げますと、岩見沢が一番少なく45万円、次いで滝川56万円、芦別67万円、赤平81万円、三笠83万円、砂川90万円、夕張97万円、深川107万円、歌志内147万円、美唄市は86万円でございます。

次に、普通建設事業についてであります。起債及び一般財源の合計額ベースで対前年比10%の削減を目標に予算編成に臨んだところでございます。結果として、普通会計で申し上げますと、予算額では対前年比プラス12.0%、2億6,300万円の増となります。その理由としましては、最終処分場整備事業費4億5,349万円の増が挙げられますが、これを除きますと対前年比マイナス8.8%、1億9,000万円の減となります。

次に、新規施策の事前評価結果についてであります。事前評価は事業実施前の企画段階で事業の有効性を評価するもので、評価結果を予算査定の際に参考としているものであります。平成17年度予算については、新規事業は22事業を対象に事前評価を行い、そのうち予算に計上した事業は17事業でございます。

次に、自立推進計画についてであります。計画の策定に当たりましては全庁的な共通認識や合意形成を図るため、課長職会議を庁内検討委員会として位置づけ素案づくりを進めるとともに、部長職会議や庁議において必要な説明、協議を行ってきたところであります。この間計画策定の趣旨説明をはじめ、まちづくり講演会の参加による職員研修、計画搭載項目に関する担当課ヒアリングなどを実施したほか、まちづくり委員会の会議録を市のホームページに公開するとともに、公文書情報

提供システムを活用して、随時計画策定の進捗状況を職員に周知してきたところでございます。

次に、自立のシナリオとの相違点についてでございますが、道路除雪につきましては除雪レベルの均一化や経費節減を図るため、除雪区域の広域ブロック化をすでに実施していること、また出勤基準の見直しについても平成17年度から一部実施を予定していることから、未掲載としたものでございます。

また、農業委員会委員の定数及び報酬の見直しにつきましては、委員会の議論を踏まえ、改選後の委員会において検討することになっていることから未掲載としたものであります。

次に、自立計画に追加した項目につきましては、1点目として、さらなる行財政改革のため、使用料、手数料など受益者負担の原則に基づく視点での見直しに関する項目、公共施設の効率的な管理運営のための指定管理者制度の導入及び施設の統廃合並びに民営化に関する項目、経営健全化、効率化のための事業の見直しに関する項目などを追加。

2点目として、第2次行政改革実施計画の未実施に関する項目について追加。

3点目として、まちづくり委員会からの権限に関する項目として、「公共サービスの再編」をはじめ「地域コミュニティの再生」、「補助金制度の改革」、「公共施設の管理運営及び統廃合」を追加したものでございます。

次に、自治体経営基盤の強化策のあり方についてでございますが、公共サービス分類基準や補助金の交付基準の策定等、その基準づくりに当たっては関係機関、団体との協議や市民の皆さんのご意見を踏まえながら取り組ん

でいく必要があることから、計画期間の早期に調査検討を行うこととしたものであります。

また、計画の推進に当たりましては、毎年度、計画の進捗状況などを踏まえ、必要な見直しを行うこととしております。

次に、財政推計につきましては、平成17年度予算案を基準として推計したものであり、会計区分、推計期間、経済成長率、人口フレームについては自立のシナリオと同様であります。

推計方法の主な変更点について歳入から申し上げますと、地方交付税につきましては自立のシナリオでは平成32年度まで30%減少するものとなりましたが、今回は人口推計を勘案し、5年ごとに減少するものとして推計したところでございます。

また、市債のうち臨時財政対策債については、自立のシナリオでは平成15年度予算額7億3,680万円が計画期間である平成32年度まで確保されるという見方をしておりましたが、今回では平成17年度の予算額の3億8,530万円が平成23年度まで確保され、24、25年度の2カ年で段階的に減少し、26年度からはゼロとなる見方をしております。

一方、歳出について申し上げますと、普通建設事業費については、自立のシナリオでは平成15年度予算額から交流拠点に関する事業費を除外した額の10%減を基準とし、それに最終処分場、土地区画整理事業を加味しましたが、今回は基本的に毎年度20億円程度と推計しております。

次に、推計結果でございますが、単年度収支が平成18年度から平成23年度までマイナス、累積で平成27年度までマイナスが続くという

結果となったところでございます。単年度収支がマイナスとなる理由は前段申し上げました臨時財政対策債と市民税個人所得割の減少によるものであります。いずれにいたしましても私としましては、現下の厳しい財政状況等を踏まえ、「住民自治の拡充」と「自治体経営基盤の強化」を基本に、市民の皆さんとともに美唄市の自立に向けて全力を挙げて取り組んでまいりたいと決意であります。

次に、雇用状況についてであります。本年1月末における求人数は219人で、求職者数は505人となっており、有効求人倍率で申し上げますと0.43倍で、去年同期と比較しますと0.05ポイント改善しております。雇用保険の受給者につきましては、16年度における月平均受給者数は166人となっており、15年度1年間の月平均と比較いたしますと43人減少している状況でございます。雇用増につきましては、東3条北5丁目に移転した「コープさっぽろ」のほか、2店舗がオープンした「美唄東ショッピングセンター」における新たな雇用は、全体で77名のパートの新規雇用となっております。

雇用の減少では、今年度これまで廃業などで2社12名の解雇となっているほか、ことし3月末で閉鎖を決めている東明の味車と三菱マテリアル建材美唄工場において合わせて73名の解雇者が出るものと聞いております。現在両社においては、従業員の再就職に向けた活動を行っており、市といたしましてもハローワークとの連携のもと、市内企業に対し雇用の確保に向けた要請を行っているところでございます。

次に、市内高校の就職内定状況につきまし

ては、本年2月末で申し上げますと、就職希望者122名のうち80名が内定しており、内定率は65.6%で、去年同期と比較いたしますと13.6ポイントの減少で、昨年より厳しい状況となっております。

北海道中央コンピュータ・カレッジの就職状況につきましては、この春の卒業生では就職希望者29名のうち24名が内定しており、内定率は82.8%で、昨年と比較いたしますと5.2ポイント減少している状況となっております。

専修大学北海道短期大学の就職状況につきましては、昨年度の就職内定率83%を上回る見込みと伺っております。

次に、労働相談につきましては、本年度2月までの相談件数は8件で、去年同期と比較して9件の減少となっております。相談内容につきましては解雇に関する相談や賃金などの未払いに関する相談が多い状況にあります。

次に、指定管理者制度についてであります。多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するために、民間事業者などの有するノウハウを公の施設管理に広く活用するため、交流拠点施設や福祉施設など67施設について平成18年4月から順次導入してまいりたいと考えております。このため、今後市民及び民間事業者等に対しましては、指定管理者制度の趣旨をはじめ、募集の方法及び時期、選定基準などの基本的な方針について広報、ホームページを通じて周知してまいりたいと考えております。

また、公正労働の確保につきましては、どのようにすべきか、他の市町村の取り組みなどを踏まえ、検討してまいりたいと考えております。

さらに、市としての行政責任を果たすための方策につきましては、管理の適正を図るため、条例において指定管理者に対し業務報告、指定の取り消し、原状回復義務、損害賠償義務、事業報告書の提出、個人情報取り扱いなどについて定めることとしております。

次に、公約の行程表についてであります。私が市民の皆様にお約束した公約について、現在行程表の取りまとめを行っております。その中で数値目標を立てるべきものはその目標値を明記し、実施までの期間と行程、概算事業費とその財源等を整理しております。なお、この行程表は本年度内に整理を終えるよう作業を進めているところでございます。

最後に、公約の推進についてであります。平成17年度においては地域と温泉を結ぶ無料送迎バスの走行、生活安全条例の制定、福祉教育、英会話教育などへの取り組み、乳幼児に絵本を贈る「ブックスタート」、地域振興のための農政部と経済振興部の新設、公共事業の厳選と確保による雇用の安定、大規模食糧備蓄基地の誘致活動の継続、市内業者や小規模事業者への発注、行政経費の見直しの徹底、公共施設のライブハウスとしての活用、医師確保の取り組みの以上11項目を実施することとしております。

また、「食」をテーマとした「道の駅」については、平成17年度から調査検討を行うこととしております。

●議長中西勇夫君 18番紫藤政則君。

●18番紫藤政則君 大項目は少ないんですが、中項目が多くて、再質問を簡潔にしたいと思っております。余り時間をとらないでやりたいと思っておりますので、しっかりお答えいただきたいと

思います。

予算その他につきましては、予算委員会で十分議論をする場がございますから、基本的な部分でまずお伺いしたいのは、この自立の推進に向けた取り組みについてなのです。先ほど申し上げましたが、自立の推進計画というのはこれからの美唄の命運を決するものだと。従来の行政のシステムを根本から見直して、そして旧来の発想での行政執行でないまちづくりをしていこうということですよね。いわば革命的なものでないでしょうか。去年の春といいましょうか、5月に市民委員会を立ち上げて議論をしてきた。提言もいただいた。私全道市町村の自立推進計画の中身がどういうものかというのをつぶさに見ておりませんが、何市か先進的な特徴的な推進計画を立ち上げたところを見させてもらいました。勉強会も行かせていただきました。最も大事なことは、やはりこれからの行政サービスの役割をどうしていくのか。仕事を、行政サービスをどのように市民の皆さんに担っていただくのか。ここを明確に基準を示すということが最もつらくて、しかし最も大事なことだというふうに異口同音に言っていました。美唄市がいま進めている事務事業、これらをすべて精査をして、所管ごと、ジャンルごとに分けて、この事業はこれから町内をお願いをするのか、行政が継続をするのか、民間の企業をお願いをするのか。一方、それを縮小していくのか、廃止にもっていくのか。事業ごとにすべてそういう考え方を明示をする。いつからいつまでに検討して、具体的にいつから実施をすると、こういうものが公共サービスの引き受け手をどうするかということを議

論をしていただくために最低限必要なのです。この計画では、先ほど申し上げましたけれども、これから基準も設定するのです。こういう状況で、これは恐らく市民の皆さんとのまちづくり懇談会等も入られるのでしょうかけれども、議論が巻き起こりますか。改めるのは改める必要があると認識をしたのであれば、ぜひ充実をしていただきたいと思うのです。やられたことを全否定するつもりはありません。ご苦労されてつくられたということも理解をいたします。市長、どのようにお考えでしょうか。最終的に、これでいこうと。17年度が自立推進元年、4月です。しゃったもった3月の議会までに間に合わそうと、せつつかれ、せつつかれてつくったんじゃないですか。私は、そういうふうに思われてならないんです。財政収支見通しは、私どもが受けて市民の皆さんに説明できない内容であります。美唄だけ独自の考え方でいくということが可能なんでしょうか。この自立の推進計画によりまして、ハードからソフトへ期待をされている建設事業の皆さん方に対してもこれからの美唄の公共事業はこうなりますよということを発信するわけでしょう、ここから。受ける業者の皆さん方は、企業の再編なり新たなビジネスチャンスへのチャレンジなり、指定管理者制度、これを頑張ろうとか、こういったことを準備していただくためのものでないでしょうか。公共事業の確保は、市長、無理です、これ。無理して交付税上乘せする。無理が来ます。財政の健全化に向けた、自立に向けた財政推計ではなくて、財政の崩壊、これに向けた推計でないですか。美唄の命運を決する、そういったものとしてもう少しこ

の辺説明責任を果たしていただけないでしょうか。

それと、今回すでに各常任委員会に委員会付託になりましたけれども、市民負担の問題が出てきているでしょう。受益と負担の関係で、使用料、手数料を見直すということです。開館時間も利用状況を見て見直すということが出されているでしょう。一部先行してやろうとしているのです。しかし、一方で、使用料、手数料、受益者負担の問題については設定基準を設けると言っているのです。設定基準を設けてから出してもいいのではないですか。いわば引き上げなり、改定の理由の根拠を示せるんでしょうか、それで。こういうのを先取りと言わないと思うのです。いかがでしょうか。

次に、雇用の状況なんですけれども、これは極めて厳しい美唄の雇用状況があるということ。計数的にも、それから具体的にこれから3月末に工場閉鎖ということの予定をされている状況でございます。自治体として、この雇用、労働行政をどうしていくのかというのは大変はテーマなんです。

一方、たとえば職業安定法の改正とかありまして、地方自治体が職業あっせんできるようになったでしょう。いわば総合的な雇用政策、労働政策ができる体制つくったんです。ただ、なかなかそういう体制ができて都府県なり指定都市なり大きな自治体でなきゃ実行に移せないということで、小さな私どものような市では効果的な対策というのはできない。しかし、一步一步階段を足で踏み締めて上がっていくようなことをしていかなきゃならん。地道な努力が必要だと思うんです。最

も大事なものは、美唄の雇用の状況、失業の状況、それからそれに伴う市民生活の状況、これをどう行政が把握をできているかということなんです。この実態を把握をすることから、さまざまな施策につなげていくということになる。これが第一歩だと思います。残念ながら、この実態の把握というのは不十分だと私は思うんです。

それと、最初の質問でも雇入れ通知書等の話をいたしました。勤めてみて労働条件がわかるという若者もいるというお話もしました。市長は、福祉教育、英語教育、こういうことを新たな1つの取り組みとして公約に掲げられておりますが、社会人として必要な労働教育、ぜひいろんな分野でお取り組みいただけないでしょうか。非常に過酷な労働環境がふえています。事業主の雇用の形態もいきなり正社員で採用するところはほとんどないそうです。パートで入れて、そして使えなきゃ振り落とし、1年契約でさらに振り落とし、そしてよしとして正規雇用と。振り落とされた人がどうなるのか。これは、自治体だけの責任じゃないです。国の雇用政策、労働政策、景気の問題、勝ち組、負け組の、いわばいまの日本の国の進め方です。こういうものにひずみが来ていると。しかし、自治体でやれることは、最低限のルール、これらをどのようにふだんの学校教育なり、さらには生涯学習等を通じてこのことを理解をするのか。知識として持って社会に出るようにしていかなきゃならん。こういう取り組みが私はいまぜひ必要じゃないかと思うんです。自治体として取り組む雇用、労働、これらの取り組みに関して、市長はどのようにお考えなのかどのよ

うに取り組まれようとしているのかお答えいただきたいと思います。

市長選挙の公約の問題です。マニフェスト、いま作業を進めておられるということですから、進めてください。できればやっぱり事業をこうしますと盛り込んだときには、どんな考えで出すのかというのがあって初めて説明責任が果たせるという気がするから、準備不足は否めないと思います。ただ、そんなこと言ってもしょうがないですから、ぜひきちっとしたものをつくり上げてください。

ことしやる分、平成17年度にやる分を何点かちよっとお尋ねしますが、地域と温泉を結ぶ無料送迎バス、バスいつ走らすんですかというお話がありました。これ予算でも少しくやらなきゃいかんと思うんですが、これ公約のポイントでしょうから。予算ではないですね。これどのように走行計画をされているんですか。17年度にやるというんですから、この辺示してください。

それから、農政部と経済振興部の新設ですが、これも総務委員会に付託をされていますから深く聞きませんが、これからの美唄の市役所の組織、それといわば経済、生産者の視点から消費、流通に広げていくということで、流れとして農政部単独というんでなくて経済部に収れんされていくという流れなんだけど、これは生産者の視点で取り組もうということでの新設なんですか。どんなことをやろうとしているのか。簡単でいいです。詳しくやったら総務委員会の人に怒られますからこの辺にしますけども、その辺の考え方、どういう考え方でおやりになるのか教えてください。

●議長中西勇夫君 市長。

●市長桜井道夫君 紫藤議員の再質問にお答えします。

自立推進計画についてありますが、公共サービスにおける市民負担につきましては、これまで予算編成時に受益者負担の原則などの考え方のもとに他の市町村の状況を踏まえ、使用料、手数料等の改定を行ってきたところでありますが、自立推進計画における調査・検討項目につきましては、関係機関・団体等との協議も含め、調査・検討の上、市民の皆様にご理解を説明し、ご理解を得るよう努めてまいります。

いずれにいたしましても、市の命運をかける、そしてまた自立推進計画は自立に向けた第一歩を踏み出すためのものでありますので、今後とも十分な協議を通じて市民の皆さんと行政が進むべき方向性を共有し、理解と協力のもとに着実に推進すべきものと考えております。

次に、雇用労働環境についてであります。市としましてはこれまで最低賃金や育児・介護休業制度などの雇用ルールの周知に努めた広報活動に努めてまいりました。

今後雇用のトラブルなどを招かないためにも、雇用環境の実態把握に努めていくとともに、制度改正などにつきましてインターネットや広報紙などによる啓発活動や労働相談などに努めてまいりたいと考えております。

次に、選挙の公約等についてでございますが、無料送迎バスにつきましては第3セクターであるベル・カントが委託業者のアンビックスに運行を依頼し、アンビックスの全額負担によってこのバスを運行しようとするもの

であります。これにつきましては、さまざまな考えがおりますけれども、私は美唄市が経費を負担して走らせるということが難しい状況にあることから、このような民間の活力を導入した上での公約の実現に踏み切ったということでございます。

次に、市を取り巻く情勢がますます厳しさを増す中で、行政のスリム化を求めていくことは当然でございますが、一方において組織機構の再編は時代や環境に即応した新たな発想で、重点的、効果的な課題に取り組む柔軟な対応も必要がございます。当然組織全体の肥大化を抑制する中で体制の強化、見直しを図っていくと。そのような考えから、農政部、そして経済振興部を分離させるというような考えでございます。一方、建設部と水道部を都市環境部ということで統合すると、このような考えに至ったところでございます。

●議長中西勇夫君 18番紫藤政則君。

●18番紫藤政則君 自立の推進計画、これは団体とも話しなければならないし、やっていかなければならんと。しかし、命運をかけたものだということ。この05年、平成17年が自立推進計画のスタートなんです。地方財政対策で交付税が自治体の行財政運営に支障にならないようにどうするかというのは、17と18です。19年から捨てられるというようなことはないですけど、大幅に落ち込みますよ。だから、皆どこの自治体も自立していこうというところは必死になってぜひ肉落として、市民の皆さんに必死になって説明して、これからのまちづくり、協働でいこうということでの計画を練り上げているんです。生きるか死ぬかの戦いしているんです。皆さんと協議し

て進めていくと。協議された人どうしますか。滝川のいまの保育所の利用者負担、保育料引き上げの問題、随分出ていますでしょう。署名活動もやろうと。決起集会もやっている。ビラ配りもやっています。保育料こんなに上げられたら、生活していけないというんですから。根拠があるはずなんです、それだって。保育料だけの問題考えたら、そう思うでしょう、それは。しかし、滝川のまちがこれから自立していくために、生きていくためにこうしなければならぬというものを全体の認識に立って部分の議論というふうに入ったときに、理解していただける方も中にはいるかもしれない。目指す方針なり具体的な設定額なりというものを決めて、そしてそこに行き着くソフトランディング論での協議なら私はいいと思います。当然コンクリート議論というのは入れない。しかし、行政責任を持っている、情報を持っている執行側がそのことを示さないで、どうやって協議して決めていけるんですか。私はできないと思います。この計画を見て、すぐそう思いました。のんびりしていられますか。市長、どうでしょうか。ぜひリーダーシップ発揮していただけないでしょうか。

そして、これは庁議、市としての執行責任を果たす意味での最高決定機関です。意思決定機関です。ここもぜひ庁議も公開すべきだと私は言いました。そこそこのセクションの行政に精通して、そして経験も豊かなこれからの方向を見定める幹部の皆さん方が議論をしてこういうものをつくり上げるんでしょう、積み上げ議論をしてきて。いま私が申し上げたような議論出ませんでしたか。活発な議論

が闘わされてこういうものに至ったんでしょうか。かいま見ることできないから、公開すべきだと言ったんです。ニセコ町は、庁議の公開しています。職員が自由に入れます。それぞれの責任を果たすということは、そういうことだと思います。真剣に深刻にとらまえて、いま言った基準の設定、こういうものに汗流してください。もう1度考え方を伺わせていただきます。

それから、公約ですけど、バスの問題、ご苦労されたんですね。結果として、行政支出が伴わない。それで、市長の公約を実行できると。ですから、予算書にも出てこない、こういうことですね。だから、どういう内容でやるのかとか、これはここの責任というのはどこがやるんでしょうか。運行責任というのはどこになるんですか。我々仮にバス運行を4月からやるというふうになって、市民の皆さんから問い合わせあって、こうしてくれ、ああしてくれというような声聞いたとき、どこに持っていけばいいんですか。いまのお話では、ベル・カントがアンビックスに委託をしたということですね。お金を出すのはアンビックスと。これベル・カントだって指定管理者制度がどうするかといったら、指定管理者制度ができたときはベル・カントをつくる必要なかったんですね。これから直接アンビックスに業務委託できるんでしょう、公の施設の管理。いなくなる場合もあるんじゃないですか。ベル・カントがアンビックスに委託をする。委託条件というのがあるのか。いいです。中身はまたの機会にしますが、そういう市民の皆さんからお話があったら、どこに行けと言えればいいでしょうか。私は、どこ

に聞けばいいでしょう。

それと、大体いま考えていますね。4月だからもうすぐやるんでしょう。4月からやるということなんでしょうか。それと、期待感が多いというのもありまして、大体概要はどういうようなことを考えておられますか。たとえば週に1遍とか毎日とか、市民の皆さんたくさんいますから、どういった運行を考えておられるのか。概要です。市長が押さえておられる概要、この辺教えてください。

●議長中西勇夫君 市長。

●市長桜井道夫君 自立推進計画につきまして、私が市長に就任してから、実は交付税の16年度予算、大幅な国のカットというのがあり、そしてまたさらに国が三位一体改革のほかに7.8兆円の削減策を求めてきたと。そういう中で、各自治体は予算組めないような状況下にあるんじゃないかと。そういうような中で、私ども全国的な運動を展開して、何とか17年度、18年度、この2カ年に関して普通交付税の総額が確保されるというような結果ということで何とか17年度予算も組むことができた、このような状況でございます。19年度以降については、いまのところ私どもも予測がつかないような本当に厳しい状況でございます。その中で、普通交付税と臨時財政対策債との絡みです。普通交付税が減るといって、総額が確保されたということで逆に臨時財政対策債が大幅に減らされた。このようなことから、今回の見直しに当たりましては普通交付税をある程度一定額見るといって、この臨時財政対策債を大幅に減らして収支を見たとき、これが相違点の大きなものでございます。普通交付税に関しましては、今後19年以降に向けま

して、これは全国的な運動として展開をしなければいけないと、そんなことで財源面ではそのようなことを考えてございます。

一方、市民の負担関係、これやはり基準を示して市民に説明するという、これが私も最適なベストだと思っておりますけれども、いま一定の考え方から市民の方からも示した中で、このような考えのもとで私ども一歩でも前に進めなければこの自立計画が達成できないというようなことから、つまり走りながら少し基準づくりをしていくという、こういう道を選択せざるを得なかったということについてご理解願いたいと思います。

それから、私ども決して自立推進計画、この計画につきましてただ単なる議論のための議論じゃなくて真剣に考えなきゃいけないという中で、今回市民の皆さんに本当に負担になるというような中で、いろんな使用料、手数料の改定を見込んでおります。特にし尿処理場については、大幅な値上げを予定しております。その中で、市民に痛みを负ってもらおうと。一方、私どももいま内部管理経費で約4億円の削減に踏み切ったという中で、私どもの行政としての立場もご理解願いたいと思います。

なお、庁議の公開につきましては、今後検討させていただきたいと思っております。

次、バスの問題でございますけれども、バスにつきましてはやはり市民の要望がかなり多いと私は承知しておりますけれども、その中で市営バスが赤字というような状況もありますので、これは集客をするアンビックスがみずからの経営努力として運行をするというようなことで話し合いをさせていただきます

た。週5日、これ平日のみでございます。月曜日から金曜日まで、これは市内を5つの区域に分けて、主立った施設等を中心に、これは地図等で立ち寄りところ等を明示しますけれども、その中で日がわりで、たとえば月曜日は南美唄地区を中心に回ると。そして、温泉にお客さんを運んで一定時間になったら帰ると。行き帰りをするのみということで週5日間運行するという、そんなことになってございます。

運行責任等につきましては、あくまでもアンビックス、そしてこの委託を受ける民間バス会社がしますけれども、市としましていろいろ市民からの要望等もありましたら、これに関しましては市として受けた中でアンビックスとして運行する民間会社にも要望等はしてまいりたいと考えております。

●議長中西勇夫君 紫藤議員の本件に関する発言はすでに3回に及びましたが、会議規則第56条ただし書きの規定により特に発言を許します。

18番紫藤政則君。

●18番紫藤政則君 特に発言をお許しいただきましてありがとうございます。

推進計画、市長、走らなければならん部分もあると。ですから、やれるものからやっついこうという、これは従来のやり方なんです。ありとあらゆる受益と負担の見直しをして進めようとする場合に、そのことが逆にマイナスになる場合もあるんです。ただ、もうすでに条例案もつくられて委員会付託をされた。予算に盛るものは予算にのせて、特別委員会に付託をされているという状況ですから。こればらばらなのです、それぞれが議論する場

合。私ここだけぜひお答えいただきたいと思うんですが、この推進計画、いわば使用料、手数料の問題やら、それから先ほど言った行政サービスの担い手の問題やら、取り組む部分、部分が統一性に欠けているんです。ずっと検討するというのもあるんです。検討というのは何かするために検討なんです、検討だけなんです。ずっと検討して、その後また検討するものが何やら。いつまでに検討して実施というのもあるんです。ここは何とかこの間でこなせるんでないかとか、今回出したやつはここは1つ抵抗も少なそうだからやれるんでないかだとか、これは説明できそうだからとかという判断で出してきたんじゃないでしょうか。そういった、まずいわば改正をするための物の考え方をしっかり整理をする。そして、一斉にその考え方を、設定の基準を明確にしていくということのはのんびりやれないんでないですか。私は、撤回すべきだと思いますけれども、撤回するとは市長言わないだろうけれど、使用料、手数料条例の改正だとか。だけれども、遅きに失している部分があるけれども、頑張ってください。設定基準のあり方、つくり方について、部分だけの議論だけ絶対させないでください。滝川になりませ。ほかもそうか、ほかの施設の利用もこうか、だから辛抱しなければならんという議論あるでしょう。みんな頑張っているんだから、しょうがないかというのもあるじゃないですか。みんな頑張っている部分、見えないんじゃないですか、これぼつぼつ出されたら。また改めてさせていただきますけれど、その点だけお答えください。

●議長中西勇夫君 市長。

●市長桜井道夫君 平成17年度の予算編成におきまして非常に財政状況が厳しい中、自立のシナリオどおりにうたっております項目につきまして一部歳入の値上げ等を見込まざるを得なかったという状況は状況でございます。

なお、基準づくりにつきましては、今後のいろんな形で私も時間をかけてローリングをしながらやってまいりたいと、そのような考えでございます。

●議長中西勇夫君 午後1時10分まで休憩いたします。

午後0時01分 休憩

午後1時10分 開議

●議長中西勇夫君 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

7番土井敏興君。

●7番土井敏興君（登壇） 平成17年第1回市議会定例会に当たり、私は大綱3点につきまして市長並びに教育長にお伺いをいたします。

まず、大綱1点目の交流拠点施設関連についてであります。ピパの湯ゆ〜りん館も開館以来440日余りで、その利用者数も44万人に達し、1日平均で見ますと約1,000人の方々の利用があるとのことであり、当初の見込みを大きく上回っており、改めて関係者のご努力に敬意を表するところであり、また多くの方々に引き続き利用を望むものであります。

さて、私が昨年第2回定例会におきましてお尋ねさせていただきましたところの雪冷房施設関連についてであります。昨年は貯

雪庫の雪が本格的な稼働シーズンを前に底をつき、美唄市農協のご協力により緊急避難的措置をとって対応され、なおかつ一部電気冷房施設を設置して切り抜けたと聞き及んでいますが、いずれにいたしましてもトータル的には予定外の費用がかさんだことになったのではないのでしょうか。いかがでしょうか。よって、不具合等についてもその後どのような改善対策を講じられたのか、さらには今後利用者に快適な空調環境を提供するために、どのように対応されるおつもりなのかお伺いをいたします。

次に、パークゴルフ場についてであります。この件につきましては改めて論じられる機会もあると思いますので、私は基本的な事柄についてのみお伺いをいたしたいと思いません。交流拠点施設のもう1つの目玉として、平成15年度末に温泉施設に隣接したパークゴルフ場の整備が完了し、当初は昨年8月にオープンをする予定とのことでありましたし、市民の期待も高まっていたところでありましたが、芝の生育状況が十分ではないとのことと先送りとなり、楽しみにしていた愛好者の方々は大変残念な思いをしてきたところがあります。皆さんが首を長くして待ち焦がれているパークゴルフ場のオープンのめどについて、積雪前の芝の状況からしていつごろと押さえているのかお伺いをいたします。

また、年間の使用予定日数や利用者数についてもどの程度を見込んでいるのかもお知らせいただきたいと思えます。

一方、利用者にとってはプレーの前後やプレー中での体を休めることができる休憩所についてであります。現状は1カ所あるはず

まや以外そのような施設は見当たりませんが、受け付け場所やトイレ、そして給水施設などについてもどのように対応されるおつもりなのかお聞きをいたします。

次に、登り窯についてであります。これにつきましてもパークゴルフ場同様、いつごろから利用できるのかという期待感が陶芸ファンの間で高まっていると聞き及んでおります。私は余り承知をしていない部分ではあります。特に登り窯による作品のできばえ等については焼き上がって窯から出てくるまではわからないというところに言い知れぬ魅力があるようでして、一日も早い利用開始を待たれているようであります。

そこで、この登り窯の管理運営の方法や維持するためのおよその予算をどの程度見込んでいるのか、また熱源であるまき材は十分確保されているのか、また一番関心の高い使用開始の時期はいつごろになるのか、さらには利用に当たっての持ち込み作品や焼き上がって窯から出した作品の一時保管施設等についてはどのように考えているのかお伺いをいたします。

次に、大綱2点目の福祉行政についてであります。最近殊に深刻化している虐待についてであります。家庭内暴力や高齢者あるいは障害者、さらには介護施設通所者、または入所者などにも及び極めてその範囲も広く、その件数も4、5年前から急増している実態にあると聞き及んでおります。中でも児童虐待については後を絶たず、危機的状況に達しつつあるとも言われております。昨年度の児童相談所における処理件数を見ますと、全国においては2万6,000件、道内でも670件を超

えているとのことですが、あるデータによりますと虐待を受けた子どもの半数は8歳以下であるとのこと。いたいけな子どもたちが受ける精神的及び肉体的苦痛ははかり知れないものがあると思われ。よって、本市における児童虐待の件数及び現況、その対応等についてお伺いをいたします。大切なのは、地域との連携をより深め、虐待の早期発見や子どものケアと同時に親をどう更生させ、家族再生に結びつけていくかということではないでしょうか。よって、今後どのような対策をもって取り組まれるおつもりかお伺いをいたします。

次に、大綱3点目の教育行政につきまして教育長にお伺いをいたします。高度経済成長やバブル経済等を経て、日本の社会構造の大きな変化とひずみにより、社会のルールや、殊に教育の現場に大きな影を落とし、子どもたちにとって先行きがますます不透明となり、混迷を深めているところでもあります。国際的にも日本の児童生徒の学力の低下が明らかになるなど、文部科学省もにわかに慌ただしい動きを示し、課題の整理と今後の対策に負われているところのようであります。つきましては、以下6項目にわたりましてお尋ねいたしたく思います。

1つ目は、小中学校における教育目標についてであります。各学校においてそれぞれ崇高な理念を持って定められているとは思いますが、どのように配慮をし、いかされているのか、その実情について。

2つ目については、学校運営における評価についてであります。時代のニーズに合わせ、より開かれた学校を目指すため、学校評

議員制度が導入され、現在に至っておりますが、その成果や評価についての現況はどのようなになっているのか。

3つ目は、防災教育及び危機管理等についてであります。全国的にもたび重なる自然災害や不審者の出没や学校等への侵入、あるいは危害を加えるなど、さらには薬物等による問題行動の頻発など、学校を取り巻く環境に大きな異変が生じ、極めて安全性の確保が危惧されております。本市においてそれらの実態はどのようなになっているのか、また先日発生したインターネットによる市内小学校襲撃予告事件についてもその経過と対応についてどうであったのか。

4つ目は、小学校と中学校の連携についてであります。小学校課程から中学校課程に移る時点において、各児童の学力をはじめ総体にわたる詳細な記録等の内容や引き継ぎ等の実態について。

5つ目は、道徳の授業等についてであります。昨年行われました家庭や地域の教育力についての道民意識調査では85%以上の方が家庭の教育力が低下していると感じており、その内容の主なものとして、基本的な生活習慣、公共心や社会的模範、礼儀、作法、マナーなどが挙げられ、原因としては親に起因するものが大半のようであります。一方では、地域と子どもたちの関係も希薄になってきたことも挙げられていましたが、人間としていろいろな形で社会とのかかわりを深めていく過程で道徳の授業の果たす役割は大きいものと考えるところであります。よって、道徳の授業時数及びその指導内容について。

6つ目として、食に係る教育についてであ

りますが、健康な生活を維持していく中において食事は切り離すことのできないものであります。最近はその食生活の乱れが顕著となり、学力や身体機能の低下の要因にもなっていると報じられております。よって、本市における取り組みの状況や次年度から導入予定の栄養教諭についてや生命維持産業であるとも言われる農業とのかかわりなど、どのようにいかしていくのかお伺いをいたしまして、この場からの質問を終わらせていただきます。

●議長中西勇夫君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 土井議員の質問にお答えします。

初めに、ゆ〜りん館の雪冷房施設についてであります。昨年6月、ゆ〜りん館の空調対策を協議した結果、雪冷房だけでは使用時間が限られることから、補助冷房として電気式冷房を導入したものであります。なお、設置費用につきましては、110万円となったものでございます。

また、昨年雪不足を起こした貯雪庫につきましては、貯雪庫の事前冷却や雪冷房の使用期間など慎重に検討して適正な運転管理を行うことといたします。いずれにいたしましても、今後雪冷房と電気冷房との併用により、利用者に快適な冷房を提供するよう努めてまいります。

次に、パークゴルフ場についてであります。現在まで芝生養生に努めてきたところであり、芝生管理業者から芝生の生育状況は良好であるとの報告を受けました。このことから、今後雪解けを待って5月1日オープンに向けて準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、年間開設見込み日数は184日で、利用者数は1日平均222人、年間約4万1,000人を見込んでおります。

次に、利用者の休憩所などについてですが、ゆ〜りん館南側の屋外ポーチを利用するとともに、休憩室を設置することとしております。なお、受け付けにつきましては体験交流館と一体で行うこととしており、トイレ及び給水につきましては体験交流館やゆ〜りん館をご利用いただきたいと考えております。

次に、登り窯についてであります。管理運営につきましては直営で管理することとし、17年度予算はまき割り機や消耗品など約98万円を計上しております。なお、まきにつきましては、当面今年の台風による倒木材の活用を考えております。

次に、使用開始時期につきましては、現在登り窯の耐火強度を高めるための空だき作業を行っており、おおむね8月ごろから利用いただけるものと考えております。

次に、作品の保管につきましては、登り窯横の保管庫と体験交流館の使用を考えております。

最後に、児童虐待等についてであります。本市では児童虐待、障害児の療育、問題傾向を持つ家庭などを支援するために、児童相談所、教育関係、保健福祉関係などで構成する「地域ケア会議子育て部会」を設置し、緊密な連携を図っているところであります。平成15年度の状況で申し上げますと、部会において保護者の養育に関しネグレクトなどの疑いがあるとして対応したケースが5件ございます。これらのケースにつきましては、関係機関等が把握している情報をもとにその対応策を協

議し、そのうち児童相談所の専門的な対応が必要であると判断されたものが4件あり、関係機関等と連携して家庭訪問による助言などの支援を継続しているところでございます。

今後におきましても、支援の必要な家庭を早期に把握し、適切に対応することは重要と考えており、関係機関との連携や地域ケア会議の充実を図るほか、現在策定中の次世代育成支援行動計画の初年次の重点事業として、地域における子育て力の強化を図るための「子育て地域ささえあい事業」を推進し、児童への虐待防止に一層努めてまいりたいと考えております。

●議長中西勇夫君 教育長。

●教育長村上忠雄君（登壇） 土井議員のご質問に順次お答えいたします。

初めに、小中学校の教育目標等についてありますが、学校の教育目標はその学校の経営の最高理念となるものであり、全教職員が日常の教育活動の中で達成を目指していくものであります。教育目標設定に当たり配慮すべき事項としては、教育基本法の法令で定められている教育目的、目標に沿うものであること、地域や学校、児童生徒の実態を踏まえたものであること、校長の経営ビジョンとともに教育職員の意見がいかされることなどが挙げられます。これらに基づき、各学校では学校教育目標を設定しております。この教育目標を具現化するため、重点方針や具体的な実践等を体系的に整備し、日常的な教育活動を行っており、これらの取り組み、活動を効果あるものにするために、年度末には学校全体の内部評価、そして学校評議員等を活用した外部評価により改善充実を図っているところ

ろでございます。

次に、学校運営における評価等についてですが、地域に開かれ、地域の信頼にこたえる学校づくりを推進していくためには、学校、家庭、地域で教育に関する情報を共有し、学校運営に反映される取り組みを充実させることが重要であると考えております。現在全小中学校で学校評価の充実に向けたさまざまな取り組みが進められており、その1つが学校評議員の活用であります。全小中学校に設置し、年2回程度各学校の実情に応じた時期にご意見をお聞きしたり、学校行事への参加もいただいております。導入の効果につきましては、学校評議員からの助言等をいかして地域参観日を設定したり、学校便りを地域に配布するなど、地域に開かれた学校づくりの推進に寄与していると考えております。

次に、学校における防災教育及び危機管理等についてですが、全国的に不審者が児童生徒及び教職員に危害を加える事件が多発しており、危機感を持っているところでございます。児童生徒がさまざまな災害に的確に対応できるよう危険回避や避難方法について理解させ、安全に行動できるよう指導するとともに、教職員の役割分担を明確にするなどの防災体制の整備を図るほか、地域や学校の実情に応じた避難訓練の実施などを行っております。

また、学校関係者のすべてが日常的に危機管理意識を高め、児童生徒にかかわる事件、事故を未然に防止するとともに、さまざまな事態の対応に当たり、冷静に、そして適切に判断、行動できるよう学校の危機管理マニュアルを平成14年度に作成し、各学校に配付し

ております。このほか各学校独自に避難経路や教職員の役割分担等を明確にした学校マニュアルを作成するなど、充実を図っているところでございます。教育委員会といたしましても市内における不審者情報などを適時市内各幼稚園、小中学校へ速報し、安全確保に努めているところであります。今後は、教職員に対する研修機会の提供を行うとともに、PTAや関係機関と連携を図った実効性のある地域ぐるみの危機管理体制の整備に努めてまいります、このように考えております。

なお、3月4日の峰延小学校の事件に関しましては、当該該当校児童の安全確認を行うとともに、各幼稚園、小中学校及び放課後児童施設に子どもたちの安全確保のため下校指導等についての通知を発し、対応してきたところでございます。

また、保育所及び私市立幼稚園にも教育委員会の取り組みをお知らせするとともに、空知教育局や警察署等の関係機関と連携を図り、対応に努めてまいりました。

次に、小中学校の連携についてでありますけれども、小中学校の卒入学時における引き継ぎにつきましては、現在小学校卒業担任教諭と入学先の中学校教諭との間で小学校児童指導要録に基づき、3月末を目途に行っております。この指導要録の中には、各教科の学習の記録、総合所見及び指導上参考となる諸事項等が記入されており、この資料による引き継ぎを行うことで中学校での生徒理解の基盤ができ、以後の個に応じたきめ細かで適切な指導がより一層円滑に行われるものと考えております。

次に、道徳の授業等についてですが、

児童生徒を取り巻く社会の状況が急速に変化していく中、児童生徒の問題行動は多様化、複合化が進むなど、さまざまな問題が指摘されております。このような中、学校教育では子どもたちの調和のとれた豊かな人間性や社会性の育成が重要な課題となっており、道徳教育の充実が求められております。小中学校では、学校教育法施行規則により示された標準時の35時間で教育課程が編成されておりますが、各教科、特活、学校行事など学校の教育活動全体を通して道徳性を高める指導が行われております。具体的には、生命を尊重する心を基盤として、自立心、自己責任、善悪の判断などの基本的なモラルなど、児童生徒みずからが人間として生きるとはどのようなことを基本とした内容となっております。

次に、食に係る教育についてであります。近年児童生徒の食生活の乱れとそれに起因する健康問題が指摘されており、子どもたちが将来にわたって健康に生活していくための望ましい食習慣を形成することが重要となってきました。特に本道の子どもたちの朝食欠食や個食の割合が全国と比較して高く、望ましい食習慣を身につけさせるためには食に関する指導体制を整備し、食に関する指導を充実させる必要があると考えております。現在各小中学校においては、給食の時間をはじめ特別活動、総合的な学習の時間及び家庭科等の教科により食に関する指導を行っておりますが、本年4月から導入される栄養教諭制度の活用を検討するなど、食に関する教育の一層の充実に努めてまいります。

また、食への関心を高めることは市の基幹産業である農業についての理解を深め、郷土

への愛着をはぐくむ大変重要なことでもありますことから、今年度4校で実施いたしました農政課との連携事業である小学生の農業体験を今後も継続してまいりたいと考えております。

●議長中西勇夫君 7番土井敏興君。

●7番土井敏興君 それでは、この席より再び質問させていただきたいと思っておりますけれども、まず児童虐待についてでありますけれども、昨日の毎日新聞の報道にもありましたが、札幌市の児童相談所が38回も訪問をしながら、15歳の少年が虐待を受けているのを見抜けなかったというふうに報道されておりましたけれども、これらの要因にはいろんな部分があると思っておりますけれども、子どもにすればそばに加害者がいれば本音を語らないとも思いませんし、訪問する側もそれぞれ勤務時間の制約の中でかかわるといふ部分もあると思っております。ことに幼少の子供達の虐待については親としての義務を放棄したり、養育拒否や、あるいは乳幼児健診に子どもを連れていかない母親もどんどんふえているようであります。一面においては、経済的な事情も大きくかかわっていることも挙げられておりますけれども、これ以上虐待をふやさないためにも、ひいては子どもの命にかかわる問題でありますから、民生委員をはじめ、地域や警察等との連携をより緊密にして、いわゆる待ちの姿勢の支援から早急に虐待の芽を摘む方向に向け一歩踏み出して実効ある取り組みをされますよう申し述べさせていただき、市長のご所見をお伺いをいたしたいと思っております。

次に、教育長に何点かお尋ねをいたします。まず、教育目標についてでありますけれども、

最高理念のもとに重点方針や具体的な実践等を体系的に整備をし、内外の評価を得て充実することでありましたけれども、生きる力をはぐくみ、わかる授業を推し進めることにより確かな学力を養うという教育執行方針に基づくとするならば、教育目標というものをより明快にしていくためにも各学校ごとにしっかりとした数値目標を設定して、適切な教育課程の編成、そして実施に当たるとするならば、従来よりも達成度はより鮮明になるのではないかと思うわけであります。よって、私なりの考え方を少し述べさせていただきたいと思っておりますけれども、例えるとするならば、学校図書室の本の貸し出し冊数を現状の2倍以上にするとか、あるいは校庭等に、学校の庭ですけれども、10種類以上の草花を栽培し、その観察記録をとるとか、また学校と保護者が連携をして、毎朝遅刻者を出さない遅刻ゼロ運動の実施を図ったりとか、中学校における英語及び国語検定の4級以上の合格者が8割以上にするぐらいの目標を持つとか、あるいは児童生徒、保護者との面談、これは現在も行われていると思っておりますけれども、いわゆる三者面談を現状よりも1回以上多く持つなど、いま申し述べましたことにつきましては、これを決してすべてとは毛頭申しませんけれども、各学校で具体的に教育目標や経営方針、教育内容や活動などの実情に即して数値目標を独自に設定をし、学校要覧等に明記をして、学期ごとにその達成状況を把握することとして、しかしながらまた目標達成に大幅に及ばない場合については、取り組み方法等の見直しを行って、次年度以降は積極的に改善対策を盛り込んで確かな情報を発信していくとい

うことで、より保護者や地域住民との連携が密になると思われまして、各学校の教育内容の一層の質的向上につながると考えるところでありますけれども、いかがでしょうか。

次に、学校運営の評価についてでありますけれども、評議員制度の現状をいまほどお聞かせいただきましたけれども、いわゆる評議員の選定の基準、あるいはどのような方々が評議員になられているのか、また各校何名くらい配置をされているのか、この制度の導入によって保護者や地域からどのような評価を得ているのか、さらにはこの制度を活用した今後の取り組みについてもお聞かせをいただきたいと思っております。

また、昨年9月に施行されました学校運営協議会につきましては、昨年の第4回定例会で同僚議員からも質問がありまして基本的な内容についてご答弁がございましたけれども、殊に本市においては少子化が進んでおりまして、いわゆるより開かれた学校、特色のある、また魅力のある学校づくりを推進するためには、学校、保護者、そして地域、行政などが一体となって真剣に取り組む必要があるのではないかと私は考えるところであります。よって、現行の評議員制度とあわせて、教育の持っている力と、それから地域の持っている力、これを結集することで教育行政執行方針にのっとった児童生徒の育成にかなうものと考えておりますけれども、教育委員会として今後どのように取り組むつもりなのかお聞きをいたしたいと思っております。

次に、防災教育及び危機管理等についてでありますけれども、危機管理マニュアルはどのように作成をされ、またそれは地域や保護

者にどのように浸透をしているのかということと、危機管理に対する教職員の研修についてもどのように行われているのか、また今後においては実効性のある地域ぐるみの取り組みを行うとのお話でございましたけれども、具体的にはどのようなことであるのか、お聞きをいたしたいと思います。

次に、小学校と中学校の連携についてですが、児童指導要録に基づいて引き継がれているとのことでしたが、最近とみに学力低下や生活習慣の乱れが叫ばれている中で、小学校におけるつまづきというものは、ひいては後の勉強嫌いや、あるいは学校嫌いにつながるケースが多いというふうに聞いております。よって、小学校における教科ごとはもちろんのこと、より細部にわたっての学習記録や所見等を備え、個々の能力は最大限に引き出して高めていくためにもいま以上に小学校と中学校の連携の機会を濃密にすることが肝要でないかと思っておりますけれども、さらに一步踏み込んだお考えがあればお聞かせをいただきたいと思っております。

次に、道徳の授業についてでありますけれども、人間性を高め、社会性を身につけるといって道徳の授業の果たす役割というものは極めて大きいものがあると思っておりますし、複雑化が進み、目まぐるしく変わる社会構造の中において善悪を含めて的確な判断や対応をすることができるようにさせていくためには、以下に申し上げますことからして、道徳の授業の時間数というものをできれば3時間程度多くすることができないものではないのでしょうか。現状においても道徳に係る授業の中で、外部講師を招いての対応はされていると思っております。

れども、殊に薬物乱用の実態、飲酒、それから喫煙などによる悪影響、法の規定や児童虐待、いじめ問題や幼児あるいは児童の連れ去りなど、善悪の判断等についてはこうした分野でそれぞれの実情を熟知した警察官の経験というものが説得力に加えて臨場感にあふれる授業になるものというふうに考えられますし、また一方ではスポーツ界や経済界、福祉関係などさまざまな分野で才能を発揮し、活躍されている方々に児童生徒が直接ふれあうことで本物の感動というものを味わうことができたり、あるいは体験談や信念を語ってもらうことによってそれらが達成されたときの喜びとか、あるいは満足感を伝えてもらうことで児童生徒に夢と希望を与えるとともに、いわゆる将来の自分のあるべき姿を見出す1つの機会につながるのではないかと考えるところでありますが、改めまして教育長のご所見をお伺いいたします。

●議長中西勇夫君 市長。

●市長桜井道夫君 土井議員の再質問にお答えします。

児童虐待への対応についてであります。要保護児童の適切な保護を図るため、情報の収集や迅速化が必要であると考えておりました。今後一層地域ケア会議の充実に努めるとともに、児童相談所や民生・児童委員等との連携強化や地域での見守りを進めるなど、迅速、適切な対応に努めてまいりたいと考えております。

●議長中西勇夫君 教育長。

●教育長村上忠雄君 土井議員の再質問に順次お答えを申し上げます。

初めに、小中学校の教育目標等についてで

ありますけれども、平成14年度に示されました小中学校設置基準によりまして、学校は教育活動その他の学校運営の状況について自己点検を行うとともに、その結果の公表に努めることとされました。この学校評価は、教育目標と学校運営計画の設定、教育活動の実施、評価、改善といったサイクルの中で実施される必要があるものと考えております。現在各学校は、特色ある学校づくりのためにさまざまな取り組みを進めているところでございます。学校運営の理念である教育目標のもと、具体目標や実践目標を設定しておりますが、これらを体系的に整備する中で、ただいまご質問の中でいろいろ具体的な例をいただきましたけれども、可能なものについては具体的数値目標を設定するなど、より保護者、地域に説明責任を果たすことができるよう校長会と連携して取り組んでまいりたいと、このように考えております。

次に、学校運営における評価等についてありますが、学校評議員の選定基準につきましては設置要綱において学校評議員は保護者や地域住民等の中から校長が推薦するとしており、各校長から教育に関する理解や識見を有する方が推薦されております。人数につきましては、学校規模に応じて3名ないし4名を設置している状況であります。

また、この学校評議員制度の評価ですが、各学校においては保護者や地域の方々の理解も含めて定着が図られているものと受けとめておりますが、今後校長や学校評議員に意見を伺うなどしてこの制度の評価を行い、よりよい運用に向けての検討を行ってまいりたいと考えております。

また、保護者や地域のさまざまな意見や要望を学校運営により反映させることが可能となる学校運営協議会につきましては、現在進められているモデル校の実践など先進事例の成果及び課題について調査研究してまいりたいと考えているところでございます。

次に、学校における危機管理についてありますが、各学校に配付している学校における危機管理マニュアルは、児童生徒の安全確保は信頼される学校づくりの基盤であり、学校関係者のすべてが日常的に危機管理意識を高め、児童生徒にかかわる事件、事故を未然に防止するとともに、さまざまな事態の対応に当たって冷静、適切に判断、行動できるということを目的として作成したものであります。したがって、教職員の危機管理に関する研修につきましては、これまでも年度当初に学校や児童生徒の安全確保のための教職員それぞれの役割分担や責任を確認する機会が設けられていますが、今後とも校内研修などにおいて生徒指導のベテラン教師を中心とした理論研修や非常事態発生に対するイメージトレーニングを工夫したり、警察署や関係機関との連携を図り、外部講師による専門的な研修についても取り組みを進めてまいりたいと考えております。

さらに、この危機管理マニュアルの内容につきましては保護者や地域の方々にもご理解とご協力をお願いするとともに、専門的な研修などについてもP T A学習会等の場で実施したり、学校の危機管理について学校便りなどを通じて積極的に保護者や地域の方々に発信したり、またそれぞれの立場からのご意見をいただくなどして地域と一体となった安全

な学校づくりが図られるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、引き継ぎ資料についてであります。義務教育段階にある小中学校において相互の連携を一層促進し、指導の継続性や接続の円滑化などを図ることは極めて重要であります。そのため、現在児童生徒理解を深め、学習指導、生徒指導などについて改善を進めるため、各地で小中一貫教育や小中連携事業等が研究開発、学校制度を活用し、盛んに行われております。今後は、それらの先進事例の成果や課題等を踏まえ、現在行われている本市の小中連携のあり方を見直し、より小学校と中学校の円滑な接続が図られるよう日常的に相互の授業参観、合同研修会の実施や生徒指導上の課題等にかかわる意見交流などのほか、進学に伴う情報交換などの取り組みを充実させてまいりたいと考えております。

次に、道徳の授業等についてであります。先ほども申し上げましたとおり豊かな心を育て、よりよい生き方をはぐくむ道徳教育の充実を図ることは極めて重要であると考えております。学校における道徳教育は、学校の教育活動全体を通じて行うものであり、各教科、特別活動及び総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じて適切な指導を行い、それらを補充、進化、統合する道徳の時間とがうまく機能することによって大きな効果が期待できるものと考えております。現在各学校では、教育課程に位置づけられた道徳の時間のほか、交通事故や生徒指導上の問題が起こった場合、適宜全校集会や学年集会を開催するとともに、元麻薬取締官の講話を聞くなど体験的な学習を取り入れ、生きた道徳教育に努めていると

ころでございます。今後は、家庭や地域社会との連携及び外部講師等を活用した豊かな体験を通じた道徳性の育成等、道徳教育の一層の充実に努めてまいりたいと、このように考えております。

●議長中西勇夫君 次に移ります。

11番古関充康君。

●11番古関充康君（登壇） 平成17年第1回定例会に当たり、大綱4点について市長並びに教育長にお伺いをいたします。

大綱の1点目として、経済行政についてであります。

まず、1項目目として、民間団体による北海道経済自立の作戦本部が道内の経済、1次産業関係6団体が連携、組織され、北海道産業団体協議会なるものが設置されたわけであり、これは、北海道は自他ともに認める日本の食糧基地であり、総合的な経済再生戦略を打ち出すことにより全国的にも注目を集めることにつなげることであります。官依存と言われた北海道で食を軸に連携強化を図り、自立を目指し結束することは、将来の経済効果に大きな役目を果たすものと期待されております。いま経済全体は追い風ではない。だからこそ、我々が自立を全面に出し行動しなければ道内の経済は後退してしまう。官依存から転換期でもあるとの認識に立っているわけであります。

また、道では重点施策の1つとして、食のブランドづくり、これらで方向性が合致している、道としても心強く歓迎と協力する考えで、オール北海道体制が構築され、1次産業の販路拡大や大同団結の効果は1次産業の振興だけではなく、各地域にも大きな経済

活性化にもつながるとしているわけでありませす。美唄市としましても第1産業は農であり、農の振興と食糧備蓄の構想の観点からも情報の共有や積極的な取り組みが必要と思われまますが、考え方をお伺いするものであります。

その2としまして、第1次産業を核とした商と農の取り組みについてであります。先ほど申し上げましたように、道として北海道の経済の活性化を図るために北海道らしさの事業を積極的に取り組んでいるようであります。特に食にこだわり、観光にも焦点を当てた経済政策にも具体化したいという考えであります。そこで、商と農業のつながりについて、地域の主産品と食料加工品の育成で、道内の製造業全体のレベルアップと底上げにつなげたいとしております。

また、公共工事の削減で苦しむ建設業の農業法人の参入等で、雇用の創出、地元生産品の食品加工による輸入産品防止など情報を出し合い、協議することにより、1次産業を核とした総合戦略が持てることと、北海道経済活性化などに大きな意義があることと、商と農業の活力につながるわけであります。当市も1次産業が農であり、核である。これだけに考え方をお伺いするものであります。

次に、その3として、北海道ブランドの経済の再生についてであります。北海道知事は、2005年度の目玉事業として特定重点施策を決めた道内経済の再生を目指す北海道再生ブランドの創出と北海道の未来づくり、暮らしと経済の安全、安心の3つを柱に、2004年度61の事業を上回る86事業を選定し、意欲的に取り組む考えであるわけであります。

また、公約しております北海道経済の再生

として、道内産品や観光ブランド化に北海道産業を活性化することが必要と判断、北海道が優位に立つ自然保護や道内産の食の安全、安心の強化を重視し、ブランドの創出では道内産野菜や水産物の輸入拡大に向け中国などへ販路の拡大を図っているわけであります。

また、北海道の観光ブランド化を推進するために農業など体験型ツーリズムの支援をし、ラベンダー、シバザクラなど北海道を代表する花の開花時期に旅行代理店と共同で新しい旅行商品の企画、開発など取り組みに意欲を燃やしているわけであります。

また、北海道未来づくりでは、子育ての環境整備、これらを進め、道内市町村への支援強化、また暮らしと経済の安全、安心では地域医療に従事する医師の養成など医療機関の補助、さらに台風、地震などの災害に備え国と連携し、広域的防災体制の強化も盛り込まれているわけであります。

当市においても再生ブランドの内容と似た政策がたくさんあるわけであります。経済再生面でどれだけ支援策を構築してもらえるのか、この辺も考える必要があると思います。

また、美唄の農、商の最近の経済の不透明さで先行きが見えない状況、地元の生産品の販路拡大、消費など大きなメリットが生まれてくるものと思います。今後の取り組みについてお伺いするものであります。

次に、大綱2点目は、農業行政についてであります。

その1点目として、食料・農業・農村基本計画についてであります。これは、同僚議員の先ほどの質問に一部重複する部分はあると思いますが、視点が違いますので、続けさせ

ていただきます。農水省は、農政の指針となる食料・農業・農村基本計画の最終案をまとめ、農水省の諮問機関である政策審議会企画部に示しております。基本計画では、消費者の視点や環境保全を重視しているほか、供給熱量ベースの食料品自給率、10年後には45%に向上させ、また生産額ベースにおいては自給率の目標を新たにに加え、10年後には76%にする。いずれも平成15年度の指数を向上させようとするものであります。

また、経営の安定策については、国際規律の強化にも対応し得るよう品目別に講じられている対策を見直し、施策の対象となる担い手を明確にした上でその経営の安定を図る対策に展開することになっております。この対象農家の要件としては、効率的で安定的な農業経営を目指す農家となっておりますが、内容については具体的には示されておられないわけでありませぬ。

また、対象品目としましては、バレイショ、大豆、麦類、てん菜などが想定されておりますが、主食米については今後必要に応じて検討するという状況になっております。このように経営安定対策の対象となる担い手の要件が不明確なままであったり、大規模農家の育成についても不十分のままであったり、内容がしっかりと示されていないわけでありませぬ。

また、小規模農家の集落営農の要件も具体策が示されていないままにあるわけでありませぬ。経営安定対策の対象とならない小規模営農の今後の対応についてどのようになるのかお伺いするものであります。

次に、その2として、地元生産品の育成と食品の開発についてであります。昨今は、健

康食品の開発、販売についてどの報道を見てもすさまじい数のコマーシャルが放映され、また掲載されております。特に農産物の中では、麦の若葉、ニンニク、トマト、セロリ、キャベツ、青野菜や赤、黄色のすべての野菜が健康食品や季節の先取り、高付加価値として、また旬のものとして市場に並んでいるわけでありませぬ。私は、美唄の市場に関係ある1人として、出入りしている1人でございませぬが、これは農家の方にしかられるかもしれませぬが、美唄の野菜などは季節ものは出荷されておりますが、決まったものしか出荷されていないとよく言われております。同じ野菜が並べば競りで落とされ、価格が出ないのは当然であります。生産コストにも影響が出てくると思われてなりません。他の産地と同じ生産品はだめというわけではございませぬが、昨今は少子高齢化が進み、担い手不足などで新しい作物を手がけることができず、また新しい事業に取りかかる資本や技術の習得もできないのではないかと、このように言われております。ですから、珍しい付加価値のある生産品の大半は他市町村から入荷されているような現況にあるわけでありませぬ。現代農業は、機械にしても資材にしても私たちの想像をはるかに超え、資材関係は外国にも輸出されているわけでありませぬ。

また、ハウス栽培技術では加湿栽培により南国のものも育つ時代であります。さらには、加工技術も向上し、大半のものが製品となり、そういう時代であります。私は、美唄ブランド、新しい農産物、食品などの開発に積極的に取り組むことが必要でないかと思ひませぬが、このことについてどのように考えておられる

のかお伺いするものであります。

その3として、種苗法についてであります。農産物の新種子は、工業製品の特許と同様に知的産業権の1つとして種苗法で保護されております。当市にも専門家の議員もおりますので、私から申し上げるのはなんでございませうが、法律では新品種の登録したものは20年間、あるいは樹木では25年間独占的に生産、譲渡、販売、輸出入する権利を持っているわけでありまして、他業者が栽培するには、登録者の許諾を得る必要がありましてあります。しかし、道内で開発された小豆、大豆、これらが無許可で外国で加工され、安い価格にて逆輸入されている。実際には、登録者の許諾を得ずに譲渡、販売など、こういうふうに行われているケースがたくさんあるわけでありましてあります。こうした育成者権の侵害が最近年々増加している状況にあるわけでありましてあります。こうしたことから、国は新手法の育成者権者の保護を徹底的に図るために昨年の12月、新種苗法の改正を行っておりますが、この改正内容についてお伺いするものであります。

次に、大綱の3点目、防災行政についてであります。

1として、防災の再点検についてお伺いするものであります。昨年2004年ですが、日本列島を次々と襲った台風と大地震で自然の恐ろしさが浮き彫りになってきた年でありましてあります。暴風雨や大型台風での死者、行方不明者は239人と過去最悪で、新潟中越地震でも240人の犠牲者が出たわけでありましてあります。また、国外では12月のスマトラ沖地震で死者、行方不明者が30万人以上という大惨事となったわけでありましてあります。そこで、報道でもありましたようにもっ

と情報が早ければ、あるいはもっと早く行動すれば被害が少なかったのではなかろうかという教訓を残したわけでありましてあります。いまこれらの課題を総点検し、足元から災害を見詰め直そうという機運が高まり、行政、地域社会がそれぞれ課題を整理し、早目に再点検することが必要だと言われております。新潟県の集中豪雨や台風では、自治体の情報提供のおくれが目立ち、政府は近く避難指示、勧告の発令基準や高齢者、障害者の、いわゆる災害弱者の保護についてガイドラインをまとめるということでありましてありますが、あわせて民間の意識改革も求められていると思っております。市町村の長は、災害の危機が迫ると住民に警告や避難勧告、避難指示を出したり、大規模な被害になると緊急消防隊、援助隊の出動を国に要請する権利を持っているわけでありましてあります。総務省、消防庁の調査では、情報を伝える屋外のスピーカーあるいは防災無線の整備は全体で整備率がまだ60%にしかかかっていない実情であるようにと言われております。特にいままでの災害の例では、高齢者で自力で避難が難しい災害弱者は、2004年の風水害の行方不明者のうち65歳以上が61%も犠牲になっているとのことでありましてあります。この辺も憂慮すべきことだと思っております。美唄市も高速道路に即し活断層があると新聞報道があったわけでありましてあります。いつ地震災害があっても不思議ではないわけでありましてあります。

また、過去には洪水が何度となく起きたわけでありましてあります。いま各地で災害が起こっている現況で自分たちのところは大丈夫と、こういう神話はないわけでありましてあります。当市の防災の点検についてどのようになっておられるの

かお伺いするものであります。

2つとして、地域防災計画とマニュアルについてであります。ことしの1月の文部省災害科学研究所による調査では、振動計の未整備により震度が公表されていない市町村が76カ所もあり、今年度になってようやく整備が予定され、震度がテレビに公表されるようになったとのことであり、この防災科学研究所におきます道内185カ所もこの際震度計の更新と気象庁の観測データを享受する方針を決めたとのことであり、そこで、当市の震度の測定はどのような状況になっているのかお伺いするものであります。

また、美唄の洪水のハザードマップはあるようではありますが、地震状況のシミュレーションあるいはハザードマップはあるのでしょうか、どうか。自治体の役目として災害時における指揮命令の組織図、避難場所の地図、住民組織の状況などすべて網羅していなければならないものと思います。

また、災害時において住民組織の責任者がとるべき対応策はどのようなになっているのか。現況では、私は全く存じていないわけであり、このような状況で、これらに対しどのようなになっているのか、お伺いするものであります。

3つとして、地域福祉会館の避難所の認識についてであります。過日の報道で札幌市に54ある消防施設、このうち6施設が耐震基準を大幅に下回っている、このような報道を見ました。この調査の結果を見ますと、災害時にかねめとなる施設が壊れてしまっは笑い話にもならないという、こういう声が懸念されております。当市にも地域避難所として福祉

会館が14館、生活館が5館位置づけられております。震度5以上で倒壊するのがあるのではないかと危惧するものでありますが、この点調査と耐震基準はどのようになっているのかお伺いするものであります。

次に、避難所に指定されている会館等の責任者等の認識、その責任範囲、災害時のマニュアルと対応策などどのようになっているのか心配になるところであります、よく言われているように災害は忘れたころにやってくると言われております。常に連絡網、通信手段等の確認をしておく必要があると思いますが、どのように位置づけされているのか、この辺もお伺いするものであります。

その4として、災害時のライフライン等の対策についてであります。災害発生と同時に困難を来すのが通信と水、暖房、トイレ、食料品などあります。特に通信、暖房、水は絶対に必要であります。そこで、これらの対策はどのような予定になっているのかお伺いするものであります。災害時には、避難の手段、高齢者対策など心配されることが幾つもあるわけであり、特にライフラインについてどのような対応をされようとしているのか、お伺いするものであります。

次に、大綱4点目、教育行政についてであります。私は、教育長に主な学校の防犯についてのみお伺いするわけであり、

その1として、防犯マニュアルについてお伺いいたします。昨今の学校を取り巻く環境が悪化しているわけであり、少子高齢化が急速に展開する中で、子どもをよりよい環境で育て、学校に通わせ、学習や遊びを通じて将来の地域や日本を背負って立つ教育を習

得させるのが学校の基本であるわけでありませぬ。いままでは、学校のイメージとして教育の場としての位置づけであり、安心、安全の場が突然として暴漢に襲われたり、幼いとうとい人命が失われる事件があったり、通り魔のむごい犠牲になるなど、安心で安全な神話が崩れ、学校の防犯体制が見直されております。そこで、当市においても幼稚園施設、小中学校とあるわけでありませぬが、これらの防犯対策、マニュアルなどどのような形で対策がとられているのか。これを整備したり、全職員に認識させるのが教育委員会の責務と思ひませぬが、現況と考え方についてお伺ひするものであります。

その2として、学校の一般立ち入りについてであります。過日の報道でも地域の学校がこの学校の卒業生、17歳に職員室までの案内中に後ろから殺傷され、他の先生もこのような事故にあったわけでありませぬ。これは、新しい事件としてまだ脳裏に残っているわけでありませぬ。そこで、学校の一般者の立ち入り、訪問などにはどのような対策やシステムが講じられているのかお伺ひするものでありますし、また一般者や不審者、見分け方はなかなか大変だと思ひませぬが、ある学校では登校時、下校時はテレビモニターで管理している。または、この時間帯が過ぎると必ず受付の小窓で要件や身分証明の照合をするシステムをとっているというところもあるわけです。当市としても先ほどの施設や学校があるわけでありませぬ。どのような対策をとられようとしているのかお伺ひするものであります。

また、3として、通学時の児童対策についてであります。このことについては、保護者

などによる送り迎えが日常できない状況にあります。その対策の一環として、通学時の危険な場合に対応して「子ども110番の家」が地域に設けられているわけでありませぬ。しかし、この危険回避の場所も必ず危険対応のために人員がおるわけではなく、対策の一環にしかすぎないと言われております。そこで、小樽市では通学の際に防犯ブザーを全生徒につけさせたとのことでありませぬ。このブザーは、たばこ程度の大きさのものでありますが、かばんや外套にでもつけられ、危険な際はひもを引き、ブザーが鳴る仕組みとなっております。また、1度鳴るとうちへ帰って中身进行操作しなければとまらないと。簡単にとまらないわけですから、父兄にも大変好評だということでありませぬ。このようになっておりますが、当市ではこの点どのような対策をとられているのか、お伺ひするものであります。

その4として、薬害防止と性的犯罪者の再犯防止についてであります。警察署や検察庁の調べで、低年齢層の薬害が広がっているわけでありませぬ。年々その数がふえているということも言われております。ある学校の調べでは、この薬害、使ったことはないが、興味があると。パーセントは言ひませぬ。これパーセントは出ております。友達が使っている。実際に見ている。これもパーセントが出ております。友達に誘われたが、使っていない。このような大きなデータが出ております。これは、なぜパーセントは言ひないかということ、ちょっと災いがあるという部分が言ひましたので。このように大きく調べても3項目の使ってみたいとか、いろんなものがあるわけござひませぬ。薬害は、おもしろ半分度薬

を使うと脳神経を侵し、必ず使わないとだめと体が要求すると。これが薬害の恐ろしいところでもあります。薬害者は、基本的には二度と治ることのない体になり、続けることによって死亡するわけであり、当市においてもそのようなことが何かうわさではあるやに、このように聞いておりますが、私はそのようなことがない前に、絶対の強い意思で防いでいただきたいと。これは、子どもや将来の日本のためにもぜひするべきだと思っております。

次に、性犯罪者の再犯防止についてであります。2月の報道でも出ていたように、前歴のある者が再び罪を犯す、このような事例が相次いでいると。このような事態を踏まえて小泉首相が法務省から警察署へ出所の情報、これらを出す。また、性犯罪者に限らず拡大しなければと、このように検討する書面が出されております。特に子どもをねらった性犯罪者の報道は合意しているが、これから基準を見直すそうであります。麻薬、放火、暴力などの再犯者が非常に多くなってきているのが事実のようであります。

また、学校の殺傷事件、少女、少年の誘拐事件の大半が薬害者と性犯罪者とのデータも出ております。先ほど申し上げたように学校が安全でなくなった以上、子どもたちの安全を守るためにも当市としてどのような再犯防止、薬害対策を行っているのか、また地元警察との協力がどこまで行われているのかについてお伺いするものであります。

●議長中西勇夫君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 古関議員の質問にお答えします。

初めに、経済自立についてであります、農産物などの付加価値を高め、北海道経済の自立・振興につなげることを目的として、本年2月に道内の経済・農林水産関連6団体が連携し、「北海道産業団体協議会」が設立され、現在具体的な連携施策を協議しているとしております。基幹産業が農業である本市にとりましても心強く思っているところであります。

また、北海道の重点施策におきましても「食」の北海道ブランドづくりが柱の1つとなっているところでございます。このような中、本市といたしましても安全で安心な「食」という観点から付加価値の高い加工製品などの普及促進に取り組んでいるところであり、今後協議会の取り組み状況を把握しながら、関係団体等への情報提供に努め、農産物の付加価値向上に向けて積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、第1次産業の農と商の展開についてであります、北海道は1次産業による農水産物の供給基地としての役割を果たしてまいりましたが、付加価値を高めるための加工製造や流通などでは道外企業に比べ比較的動きが遅いと言われてきました。

道では、これらのレベルアップと産業の連携に積極的に取り組もうとしております。

「食」のブランドづくりは、農産物の付加価値を高めるとともに地場産業の育成が図られ、地産地消の促進や雇用の場の確保にもつながるものと考えており、市といたしましては農業者と商工業者との情報や意見交換などにより、相互の理解と連携を深めながら、新たな加工製造や流通販売などの振興を図るなど、

「食」にこだわったまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、道のブランド再生戦略についてですが、道では平成17年度における重点的な取り組みとして、「食」と「観光」のブランドづくりを進めることとしており、「食」の安全、安心の強化や農業、農村体験、花、食などの観光資源の発掘と事業化の促進を図ることとしております。

市としましても道の支援策などの情報収集に努めながら、地域産業の活性化のために農業、商工業、観光が連携し、地域資源をいかした農産物の「食」のブランドやグリーンツーリズムなどの体験や交流を柱とした「観光」づくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、経営安定対策の対象となる担い手についてですが、現在示されている食料・農業・農村基本計画案では認定農業者や効率的かつ安定的な農業経営に発展すると見込まれる集落営農組織を基本としており、具体的な要件等は今後確定されるものと伺っております。市としましては、集落営農組織や野菜等部門専門的な営農類型なども担い手に含まれるよう市長会を通じ引き続き要望してまいりたいと考えております。

なお、小規模農家などに対しては、集落営農に参加することなど、今後関係機関・団体とともに指導、助言に努めてまいりたいと考えております。

次に、農産物の育成と商品開発についてですが、これまでに「雪蔵工房」、「香りの畦みちハーブ米」、「中村のとりめし」が商標登録されているほか、「北のクリーン

農産物表示制度」ではトマト、キュウリに続いて昨年はハーブ米と軟白長ネギも登録されており、ブランド化や差別化による販売促進の取り組みが進められております。

また、ハスカップを使用した果汁液や大豆を使用した「豆腐」や「みそ」、米粉を使用したパンやうどんなど地元農産物を使用した加工製品がつくられており、現在トマトジュースの試験研究も進められております。

産地間競争が一段と激化する中で、地元農産物に高付加価値をつけブランド化を図ることや農産物を加工した新たな食品開発は生産の拡大や安定した農業経営につながることから、今後もこうした取り組みを進めるとともに、情報の発信やPRに努め、販路や需要拡大につなげてまいりたいと考えております。

また、複合経営の定着・拡大を図るため、グリーンアスパラや軟白長ネギなどに続く収益性の高い新規作物の導入について、農業改良普及センターや各農協などと調査・研究してまいりたいと考えております。

次に、種苗法の改正についてですが、この法律は新しい品種の保護や育成者の権利を保護するために定められたものですが、近年育成者の許諾なしに譲渡や販売、輸出が行われるなど、育成者の権利を侵害する行為が増大してきており、特色ある産地づくりに取り組む農家や産地等へも大きな影響を及ぼすことから、新品種育成者の権利を保護するために種苗法の一部改正が行われたものです。

改正の内容といたしましては、育成者権利の侵害に対する罰則の対象範囲を種苗段階の権利侵害に加え、収穫物段階での権利侵害まで拡大したほか、法人による育成者権利の侵

害に対する罰金の上限が300万円から1億円に引き上げられたところでございます。

次に、防災再点検についてであります。昨年9月以降、国内では震度5以上の地震が新潟県中越地震をはじめとし、例年にない件数が発生しました。

また、昨年11月に本市から早来町まで走る石狩低地東縁断層帯の存在と強震度評価で今後30年間で震度6以上の地震が発生する確率が最大で6%あるとの報道もあり、これまで大きな地震のなかった本市にも地震に対する備えの必要性を改めて認識したところでございます。

本市の防災計画は、阪神・淡路大震災を契機に地震に対する対策計画を盛り込み、平成10年に全面改正したのですが、大きな地震では瞬時に広範囲にわたって被害が発生し、その対応策も風水害に対する場合とは大きく違ってきますので、近く地域防災計画書の見直しを含め、総合的に検討してまいりたいと考えております。

次に、地域防災計画のマニュアルについてであります。本市の地震の震度は総合体育館の敷地内に気象庁が設置している震度計のデータを発表しております。

地震に対するシミュレーションやハザードマップについては、技術的な問題と作成に係る費用の問題から地震の発生が特に心配されている東海地域や一部の都市で策定していると承知をしております。

市の地震災害に対する対応としましては、広報メロディーを通じ日ごろの備えや地震から身を守るポイント、避難場所や情報の確認方法などをお知らせしているところでござい

ます。

また、災害時の避難所の開設に当たっては、災害対策本部が設置された場合は派遣班がそれぞれの避難所の管理者と連絡をとりながら、職員を派遣し、対応することとしております。

次に、地域福祉会館避難所の認識についてであります。本市の避難所は小中学校や地域福祉会館など55カ所を指定しておりますが、建設後の耐震度調査は特に行っていないところでございます。

耐震の基準としましては、建築基準法の耐震構造基準によりますが、現在の基準は昭和55年に改正され、改正以降に設計建設した建物については新耐震構造基準となっており、基本的には震度6程度の大地震を想定して利用する方の避難に支障のない設計となっております。

なお、福祉会館と生活館の18施設のうち、新耐震構造と合っているのは半数の9施設でございます。

また、避難所の開設に当たっては、建物の損害の程度や余震の想定など十分配慮し、安全を確認した上で開設することとしております。いずれにいたしましても管理責任者や地域の方々と十分連絡をとり合うことが必要であると考えますので、今後連絡の手段や方法などについて十分検討してまいりたいと考えております。

次に、災害時のライフライン等の対策についてであります。災害時のライフラインの確保は市民の安全確保とともに最優先に取り組まなければなりません。特に地震の場合はその被害地域が広範囲にわたるほか、交通手段も寸断されることが心配されることから、

水や食糧などの調達に時間がかかる場合がありますので、市民の皆さんには最低3日間の水と食糧を備蓄していただくよう広報してまいりたいと考えております。

●議長中西勇夫君 教育長。

●教育長村上忠雄君（登壇） 古関議員のご質問に順次お答えいたします。

初めに、各学校の防犯マニュアルについてですが、平成13年に大阪府で痛ましい児童殺傷事件が発生したこともあり、市内の幼稚園、小中学校での防犯対策として児童生徒玄関の内側にかぎを取りつけ施錠を徹底することとし、来訪者用の受け付け窓口のない学校においてはインターホン、人感センサーやモニターを設置し、同時に来訪者の目的の確認を徹底することとしております。

また、不審者の侵入防止対策としてさすまたの配置も行い、児童生徒や教職員の安全の確保と防犯意識の徹底に努めてきております。

平成14年度には、学校における危機管理マニュアルを作成、配付し、あわせて平成15年に文部科学省が作成した学校への不審者侵入時の危機管理マニュアルや道教委が作成した学校安全推進資料を活用して、学校の防犯体制の強化に努めているところであります。

次に、各学校の一般者の立ち入りについてですが、幼稚園や学校では児童生徒が常に安心して学ぶことができる安全な教育環境となるよう最大の努力をしていかなければならないと考えております。学校には、日ごろから保護者の方々をはじめ多くの訪問者がありますが、この中で不審者が学校に侵入することを未然に防止するチェック体制を確立することが大切であります。このため、ただ

いま申しあげました児童玄関の施錠や受け付け窓口などにおける来訪目的や校内における行動の確認を教職員が徹底することとしております。

また、今後とも警察署など関係機関と連携して定期的に訓練を実施するなど、学校の危機管理意識や組織的な体制を強めることとしてまいりたいと考えております。

次に、通学時の児童対策についてですが、現在通学時の安全確保については「子ども110番の家」としての協力をお願いするとともに、不審者情報など市内各学校等へ適宜速報し、家庭や地域と連携した安全指導の徹底を行っているところであります。防犯ブザーについては、一部の学校で地域から寄贈を受け、安全対策として活用されておりますが、通学時のみならず、子どもたちが安心して生活していくためには、地域全体で子どもたちを見守っていくことが必要であると考えております。このため、「子ども110番の家」を地域の皆さんの協力により拡大していく中で、犯罪防止や子どもの健全育成の関心を高め、地域ぐるみで犯罪の未然防止に取り組んでいくことができるよう、地域関係者や警察等、関係機関とのネットワーク化を図ってまいりたいと考えております。

次に、薬害防止対策と性犯罪者リスト等についてですが、全国的な薬物使用の低年齢化の問題や子どもが被害者となる事件が多発していることにつきましては、極めて憂慮すべき状況であると考えております。市内の小中学校からの薬物に関しての問題行動の報告がございませんが、薬物の使用に関しては学校内の観察だけでは十分実態がつかみに

くいことから、日常的に警察や児童相談所などの関係機関との信頼関係を築き、高度連携体制を確立しておかなければならないと考えております。

また、予防のため専門家の協力もいただきながら効果的な薬物乱用防止教室を実施するとともに、保健学習に薬物乱用防止に係る課題解決的な学習や体験的な学習を取り入れるなどして、乱用防止への意識と具体的な対処技能を高め、児童生徒に規制薬物を使用しない、さらに使用を誘われても断ることのできる資質や能力を育成していくことが重要であります。今年度市内中学校で元麻薬取締役官を招いての薬物乱用防止教室を開催したり、薬物乱用防止キャラバンカーによる薬害教育を実施するなど、具体的な取り組みが進められており、今後とも薬物や性的な犯罪から子どもたちを守るため、警察署や関係機関との日常的な連携を図るネットワークづくりに努めてまいりたいと考えております。

なお、性犯罪者リストの公表につきましては、国レベルでの大きな問題でもあり、今後の動向を見きわめながら、警察署等関係機関との連携の中で対応してまいりたいと考えております。

●議長中西勇夫君 11番古関充康君。

●11番古関充康君 ただいま一通りわかった部分もございます。それでは、何点かについて再質問させていただきますので。

まず、経済行政についてであります。先ほど申し上げましたように、道の民間団体による「食」を軸とした考え方の中では、大同団結していくことにより食料品の加工育成、道内の製造品目出荷高が約4割の2兆2,000億円

と大変な金額になっているわけでありまして。食品工業のレベルアップにつながることは、私は活性化のためにもなるんじゃないだろうか、このように思うわけでありまして。

また、農産物の生産の向上につながり、輸入作物の遺伝子組み換え作物の規制問題など、ふるいをかけていくことができることになり、そのことにより生産農家にも安定性が出てくるのではなかろうかと、このように思うわけでありまして。

また、2として、今後においても農と商は北海道の農産物の生産高あるいは出荷高にも密接な関係があるわけでありまして。売れる物づくりから加工できるもの、付加価値の高いものなど、「食」にこだわりを持ち、農と商業の調和のとれたまちづくりが大切と思われまして。

また、先ほど申し上げましたように、道としてはこれ以外にも再生ブランドとして本年度86の事業を選定し、特色のあるものをつくる考えであります。

その中の1つとしては、世界を目指す北海道ブランドの創出、これは北海道ブランドのづくりの事業、食の安全・安心条例の推進、中小企業経営革新支援事業。

また、2つとしては、北海道の未来づくりとして地域の子育て協力強化事業あるいは産業廃棄物の不法投棄対策事業、また地域環境保全管理事業、このようになっております。

3つとしては、新規学卒者の就職の対策事業、ドクターヘリ導入促進事業、防災情報共有化推進事業などとなっております。

これら内容を見ますと、当市でも先ほど言ったように活用できるものがたくさんあるわ

けであります。そうしたものをチェックしながら、私は今後の取り組みと活用するものにしていった方がいいという考えがあるわけですが、その点についてお伺いしておきたいと思います。

2つ目として、食料・農業・農村基本法の最終案ですが、先ほど言ったようにこれは道内の大規模な主要農家、この経営安定のための補助金の重点配分にしか見えないわけであり、直接所得保障の導入、これを打ち出したものの、補助の対象となる担い手の点が描けていないまま、やっぱりせめて農業で生計を立てている担い手農家を明確にしてからと言われているわけですが、特に大規模畑作農家では生産者の向上やこれらを図ってきても多額の借金で離農する農家もふえているようであります。

また、中規模農家であってももっと助成対象を広げながら、このように広げてほしいという声があるわけです。これらは、道外農業関係者や、また農業団体の反発で、何か半分消されたようであります。しかし、この先は小規模農家であっても農業で生計を立てている主業経営者にはやはり補助金を集中すべきと思っております。いずれにせよ、地方自治体、団体が結束してこれらの実現に力を入れていただかなければ、地域の農協が崩れてしまうと、このような危険性があるわけであり、市の考え方をお伺いするものであります。

●議長中西勇夫君 市長。

●市長桜井道夫君 古関議員の再質問にお答えします。

初めに、地域振興についてであります、

平成17年度道の特定重点施策事業は、3つの柱をもとに「世界を目指す北海道ブランドの創出」では33事業、「北海道未来づくり」では22事業、「くらしと経済の安心・安全の確保」では31事業、合計で86事業が盛り込まれており、経済やくらし、雇用、地域づくりなど幅広い分野にわたっております。このため、事業内容を的確に把握し、本市の活用できるものを活用し、地域経済の振興につなげてまいりたいと考えております。

次に、経営安定対策の対象となる担い手についてであります、具体的な要件等につきましては年度内をめぐりに確定されるものと伺っておりますので、現時点で対象となっていない営農類型なども対象となるよう引き続き全道、全国市長会を通じて積極的に要望してまいりたいと考えております。

●議長中西勇夫君 次に移ります。

1番吉岡文子君。

●1番吉岡文子君（登壇） 2005年第1回定例会に当たり、さきに通告のとおり大綱2点にわたり市長及び教育長に質問いたします。

大綱の1点目は、地域医療についてです。本市は、市町村合併にくみせず、厳しくても自立の道を行くと選択いたしました。たとえ規模は小さくても市民の安全と安心を守り、暮らしやすいまちを目指すということだと思います。高齢化が進む中、安心してかかれる総合病院はまさに市民の望むところだろうと考えます。市内には、各種の医療機関が存在していますが、何といたっても市立美唄病院の果たす役割は今後重要になってくると思えます。昨今の医師確保の困難な状況の中であって、新しい内科固定医の確保は明るい希望を

持たせてくれました。

そこで、まず市長にお尋ねいたします。近隣他市の公立病院を比較して、診療科数及び人口に比例して内科固定医の割合をお知らせください。そして、その数字を市長としてどのようにお考えになるかについてもお伺いいたします。

続いて、職員の研修についてお尋ねいたします。一口に職員といっても病院の中にはいろいろな職種の人たちが働いています。医療技術をとってみてもその発達は目覚ましいものがあり、日々進歩していると言っても過言ではないはずです。人と人とのコミュニケーションについても同じことが言えると思います。こうした中であって常に患者という立場の人間と相対する職員には、技術的にも人間的にも求められることが多くなっていることと思います。

そこで、職員の研修についてお尋ねいたします。昨年の研修について、各職種ごと、具体的に教えてください。

次に、医療総合相談室についてお尋ねいたします。相談室設置から今日まで、相談件数及び主な相談内容についてお聞きいたします。

大綱の2点目は、教育行政について教育長にお尋ねいたします。この場合、同僚議員との質問が重なるものがありますが、質問の内容、私の立場が違いますので、よろしくご答弁のほどお願いいたします。

大綱の第1点目は、学校の安全対策について伺います。大阪の池田小学校の児童殺傷事件を受けて学校の安全対策が強化されていたはずですが、本年2月の寝屋川市においての教職員殺傷事件は全国的に大きな衝撃をもた

らしました。寝屋川市の事件発生以前の安全確認と事件後の安全確認について、またその変化について市内の状況についてお尋ねいたします。

3月2日の北海道新聞では、子どもの安全に関する全道インターネット調査の結果を発表しています。その中で小中高校生を持つ親の9割近くが学校の安全が不審者侵入などで脅かされる不安を感じていることがわかったとなっております。

また、親の6割以上が学校が危険から子どもを守れるとは思わないと見ており、教育の場の安全対策を危惧する姿が浮かび上がったとあります。こういった調査を受けて、美唄でも独自に親や教職員から学校の安全について意見や考えを聞く予定はありますか、お聞きいたします。

次に、本市の児童生徒の問題行動についてお聞きします。昨年度における問題行動の実態についてお知らせください。

次に、学校トイレについてお尋ねいたします。平成16年第4回定例会でも質問させていただきましたが、その後の状況についてお知らせください。

また、整備計画がありましたら、教えてください。

不登校の要因として、トイレに関してのいじめによるものと把握している件がありましたら、そのことについても教えてください。

次に、学校給食についてお尋ねいたします。給食センターの最大供給食数は何食で、現在の給食数はどれくらいでしょうか。学校のほかに供給しているところはありますか。アレルギーのある児童生徒には、どのような対応

をしていますか、教えてください。

●議長中西勇夫君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 吉岡議員の質問
にお答えします。

初めに、公立病院の現状についてであります。管内各市立病院の診療科数と人口1,000人当たりの内科固定医の状況について、平成16年11月現在で申し上げますと、砂川市立病院の診療科数は17科で、人口1,000人当たりの内科固定医は0.64人で、滝川は診療科数12科、内科固定医0.26人、三笠は診療科数12科、内科固定医0.64人、深川は診療科数13科、内科固定医0.27人、岩見沢は診療科数14科、内科固定医0.16人で、市立美唄病院は診療科数7科で、内科固定医0.1人となっております。

私としましては、他市との比較からも診療科が少なく、内科医師が不足している状況にあり、大変深刻な問題であると十分認識しております。こうしたことから、医師の確保を最重要課題と位置づけ、全力で医師確保に努めているところでございます。

また、現在地域医療ビジョンを策定しておりますので、今後この地域医療ビジョンに基づき、安心できる地域医療体制の構築に全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、職員の研修についてであります。病院には医師、薬剤師をはじめ看護師や医療技術職など専門的知識を必要とする職員が勤務をしており、これら職員の研修はそれぞれの学会や専門の研修会へ参加し、技術等の向上や知識の習得に努めているところでございます。

また、看護職員は独自の研修委員会を設け

て看護職としての資質の向上や待遇など院内研修に取り組んでいるところでございます。

今年度の職種別の参加状況は、2月末現在「医師」が日本外科学会など21の学会に21名が参加しており、「薬剤師」が日本薬剤師学会に1名、「医療技術職」が北海道透析療法学会や放射線技師研修会、理学療法士研修会など20の研修会に20名、「看護職」が全国自治体病院協議会主催の看護研修会など15の研修会に21名、「事務職」が病院事業経営講習会など6の研修会に8名が参加しております。

また、看護職の院内研修会は、経験年数別看護研修や事例検討会など15の研修会に延べ469名が参加をしております。

次に、医療総合相談室についてであります。医療総合相談室は平成15年6月に設置以来、約2年を経過しようとしております。これまでの相談件数と相談内容について年度別で申し上げますと、平成15年度の相談件数は527件で、その主な内容は「療養病床への入院等に関する相談」が最も多く20.7%、次に「退院に関する相談」が18.8%、次に「社会保険・福祉制度に関する相談」が11.4%という状況でございます。

平成16年度は、2月末までの相談件数が521件で、その主な内容は「療養病床への入院等に関する相談」が最も多く22.1%、次に「退院に関する相談」が15%、次に「社会保険・福祉制度に関する相談」が14.6%となっております。相談室の設置以来、切実な相談が多く寄せられ、ニーズも非常に高い状況にありますので、今後一層利用される方の目線に立って相談活動の充実に努めてまいりたいと考えております。

●議長中西勇夫君 教育長。

●教育長村上忠雄君（登壇） 吉岡議員のご質問に順次お答えいたします。

初めに、学校の安全確保についてですが、市内小中学校の防犯体制につきましては、平成13年度に来訪者用の受付口のない学校においてはインターホン、人感センサー、モニターの設置を行うとともに、小中学校のすべての児童生徒玄関内側にかぎを取りつけ、授業時間はこれを施錠することとしたほか、さすまたの配備を行い、不審者の侵入防止対策及び防犯体制の強化に努めてきたところでございます。

また、学校の危機管理体制につきましては、平成14年度に学校における危機管理マニュアルを作成、配付し、その後見直しを図るなど安全管理の徹底を図ってきたところでございます。今回の寝屋川市の事件に際しましては、防犯に対する再確認事項を各学校に指導するとともに、防犯機能が十分に果たされるよう改めて施錠の徹底、玄関でのチェック体制での徹底を再確認したところでございます。今後とも安心して学校生活を送ることができるようこれまでの防災訓練に加えて、警察署等の関係機関や保護者の皆様と連携して防犯、安全訓練を実施するなど、実効性のある地域ぐるみの危機管理体制の整備に努めてまいりたいと考えております。

次に、問題行動の実態についてですが、平成15年度の発生件数は中学校から1件、暴力によるいじめの報告がございました。

また、問題行動の発生件数は小学校2校、中学校2校から、合計39件の報告がございました。内容は、暴力行為、器物破損、万引き、

深夜徘徊、喫煙などとなっております。各学校からは、教育委員会にすべて報告されており、各学校では当該児童生徒に対して適切に指導するとともに、青少年センターでの相談受け付けなど、各関係機関と連携を図り指導の充実に努めてきたところでございます。

次に、不登校につきましては、小学校2校から3名、中学校3校から11名、合計14名が報告されております。教育委員会といたしましては、引き続き空知教育局と連携した実態把握、各学校への指導、助言、関係機関との連携強化、また適応指導教室における指導の充実などに努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、学校のトイレについてですが、今月中に南美唄小学校の女子トイレの1カ所を和式から洋式に改修し、小学校の洋式便座の数を44基から45基にふやすこととしております。トイレの洋式化につきましては、学校の大規模改造や施設設備の改修に合わせて整備していくとしておりますが、学校の事情に応じて簡易洋式便座の配置などの対応を行ってまいりたいと考えております。

また、トイレに関することが原因となった不登校の事例については、学校等からの報告を受けておりません。

次に、学校給食についてですが、学校給食は児童生徒の心身の健全な発達に資することを目的として実施しているもので、米飯には美唄産米を全量使用し、また地元の無低農薬野菜の使用など、安全な給食の提供に努めているところでございます。

給食センターは、平成6年度に施設開設をしており、副食約4,000食の調理能力を有して

おりますが、現在小中学校14校に約2,400食を配食しております。

また、学校のほかに平成14年度からへき地保育所5カ所に約160食を提供しております。

次に、アレルギーのある児童生徒の対応につきましては、毎年実施している食物アレルギー調査と毎月配付している食材や調味料等を記載した献立表を活用して、学校と保護者の連携による食物アレルギー対策に努めているところであります。

●議長中西勇夫君 1番吉岡文子君。

●1番吉岡文子君 自席から再質問させていただきます。

まず、1点目の地域医療なんですけど、やはり市立美唄病院の診療科及び内科固定医、どうしても市長には全力を傾けて頑張っていたきたいと思うんですけども、特に今回私がお願いしたいのは、診療科で精神神経科の専門家の確保についてです。幾ら寝ても疲れがとれない。急に動悸がして内科で見もらったが、異常がなかった。通勤中におなかの調子が悪くなるから電車が不安だ。肩凝りがひどい。特にバンドで締めつけられるような頭痛を感じる。あるいは、耳鳴りや目まいが続くのに検査では異常がなかった。こういった声を身の回りでもよく聞きます。40歳後半にもなると、体の不調は年齢のせいと考えがちです。もちろん年齢とともに体力や気力も落ちてきます。反面で、職場では管理職として社会的責任が増していきます。家庭では、親の介護や子育てに直面します。気を使う場面ばかりで、ストレスのシャワーを浴び続けることになるのです。風邪を引きやすかったり、胃のあたりの不快感や胃痛を通じて市販

の風邪薬や胃腸薬を常用したりします。しかし、体調不良の裏側にはうつ病がひそんでいることが多いと言われていています。そして、うつ病が進んで自殺という例を数多く聞きます。

北海道の統計によると、美唄市の自殺者は平成12年が男性4人、女性4人、計8人、平成13年には男性3人、女性3人、計6人、平成14年は男性9人、女性1人、計10人でした。平成15年、16年の統計はまだ出てはいませんが、昨今の社会情勢を見るならば、自殺者は減っているとは言いがたいのではないのでしょうか。

また、認知症と解明されたかつての痴呆症の中にもかなりの数字で老人性のうつが含まれているだろうと言われていています。うつからくる高齢者の自殺も多いと言われていています。小学生や中学生の中にもうつの児童生徒が見られると最近の調査報告でも述べられていました。市長には、こういった状況を直視していただいて、ぜひ市立美唄病院の中に精神神経科を設置していただきたいと考えます。内科や小児科、耳鼻科の治療だけでは改善しない症状を訴える患者に精神科の治療が必要となってもほかの病院でしか進められないのでは、総合病院としては心細いと言わざるを得ません。ぜひとも市立病院に精神神経科をお願いしたいと思います。

次に、職員の研修ですが、ここで私は非常に残念ですが、1つの事例を紹介させていただきます。市内の老人福祉施設の入所のご夫婦の方ですが、ご主人が市立美唄病院に入院されていて、奥さんは心細い思いをしながら毎日お見舞いに通っていました。ご主人に付き添うこのご婦人にある看護師がもう2、3

日しかもたない、こう言い放ったというのです。医師が患者やその家族にその症状を説明するのは納得いきますが、この看護師の発言は許せません。このご婦人はかなりショックを受けて、施設に帰って泣いていたということです。たとえ余命幾ばくかにしても、そういった事実をそんな状況で患者の家族に明らかにしてもいいことなのかどうか、医療の専門ではない私にも明らかにわかり切ったことです。患者を大事にすると同時に、患者の家族にも配慮する。医療従事者として当然のことのはずですが、こういったことが守られていないとなると、病院としての評判を落としかねません。今後医療技術だけでなく、患者及び患者家族との心理面の研修などを通じて十分注意されることを望みます。

また、市立美唄病院には、現在経営の面からも大変厳しい状況にあります。そんな中、病院内に働くすべての職員が心を1つにして厳しい状況を乗り切れるように、病院経営に関する研修も全職員を対象に行うべきだと考えます。公立病院だから赤字でも大丈夫だとか経営のことは知らないとかの間違った認識をこの際全面的に見直して、病院が一体となってこの困難な局面に立ち向かっていくというような気構えがいまの市立美唄病院には求められているのではないのでしょうか。そして、その気構えが、その本気な姿が市民に浸透してこそ、美唄市民全体の意思として市立美唄病院の存続につながっていくだろうと思えます。この点について市長はどのようにお考えでしょうか、お伺いいたします。

続いて、教育長に伺います。先ほどお聞きした不登校の児童生徒、14年についてですが、

教育委員会として1人ひとりの状況を把握できていたのでしょうか。学校へ行っていなく何をしているのかわからないというようなケースはなかったのでしょうか、お尋ねいたします。

次に、学校トイレについてお聞きします。昨日の北海道新聞に北海道の東川町の画期的な記事が載っていました。私はこの記事を見た時、心の底からうらやましいと思いました。短い記事なので読んでみます。「きれいなトイレ学校嫌いも直る」、「全小中学校に温水洗浄便座」。上川管内東川町教育委員会は、新年度町内の小中学校全5校のトイレに温水洗浄便座を設置する。財政難に苦しむ道内の市町村では珍しい取り組み。和式の多い学校のトイレは児童生徒に嫌われており、町教育委員会は汚い、怖いと言われるトイレをきれいにし、学校全体を明るくしたいと話している。町教育委員会は、昨年町内の小学校2校の児童にアンケートを行った。それによると、9割以上の児童の自宅トイレが洋式で、和式の多い校内トイレについては2割が使わずに我慢すると答えたという。このため町教育委員会は、和式トイレの洋式化とあわせて家庭への普及率が高くなっている温水洗浄便座を設置することにした。工費は、洋式化工事も含めて約670万円。三宅教育長は、校内の不潔なトイレは不登校の一因になるとも言われる。東川の試みが全道に広がってくれればと話しているとあります。何かのついでにトイレの改修をするのではなくて、子どもの立場を優先する。この姿勢が我が美唄市の教育委員会とこの記事の東川町の教育委員会の違いだと私は思います。教育長は、この東川町の試み

をどのようにお考えでしょうか、お聞きいたします。

財政が厳しい中であっても、小さい自治体でもやる気さえあればできるということを明示している東川町の取り組みに私は心から敬意を表したいと思います。

次に、給食についてお聞きします。先ほどの答弁をお聞きしますと、稼働率は6割ほどということになります。あとの4割を有効に活用しようという計画はないのでしょうか。せつかくの設備を休ませておくのはもったいないと思いませんか。教育長のお考えをお聞かせください。

●議長中西勇夫君 市長。

●市長桜井道夫君 吉岡議員の再質問にお答えします。

精神科の設置についてであります。今日の社会的な状況の中で、若者のうつ病等が多くなってきていることは私も承知してございます。こうした状況に対応するため、精神科や神経内科などの設置が必要と考えてはおりますけれども、医師の確保などクリアすべき課題が多くございます。いずれにいたしましても地域医療のあり方を見直す中で検討してまいりたいと考えております。

次に、職員の研修についてであります。経営健全化をする中で院内の運営会議をはじめ、各種会議で厳しい経営状況を強く訴え、職員はそれぞれの立場で危機意識を持って業務に当たっているところであります。

また、経営問題をテーマとした外部の研修会に参加をさせるとともに、院内での職場研修会でもこれまで以上に経営問題を取り上げるなど、病院経営に対する研修を進めており

ます。

また、あわせまして患者に対する心の研修を行い、職員の意識を高めてまいりたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思えます。

●議長中西勇夫君 教育長。

●教育長村上忠雄君 吉岡議員の再質問にお答えを申し上げます。

初めに、不登校児童の関係でございますけれども、先ほども申し上げましたように不登校児童生徒につきましては小学生が3名、中学生11名の計14名いたわけでございます。そのうち中学生6名が適応指導教室に通級し、指導員による指導を受け、残り8名につきましては家庭との連携のもとに担任による継続的な訪問指導などの働きかけを行ってきたところでございます。結果として、2名が学校復帰を果たしております。いずれにいたしましても、不登校児童生徒の多様なニーズに応じたきめ細かな支援を行うことが必要であり、学校、家庭、関係機関とが連携した地域ぐるみのサポート体制の確立に努めてまいりたいと考えております。

それと、新聞記事に載っておりました東川町の例でございますけれども、確かに各家庭におきましては洋式の非常に快適な便座が普及していて一般的な状況になってきているのは私どもよく理解をしております。私どももそういった状況のもとで、少しずつではありますけれども、こういった洋式便座の数をふやしていくように努力しているわけございまして、このことにつきましては先ほどもお答え申し上げましたけれども、やはりいまの状況では学校の大規模改造やら施設設備の改

修にあわせて整備していくしかないのかなと、そんなふうを考えているところでございます。

それと、もう1つ、給食数の方でございますけれども、この給食センター、平成6年に設置したものでございまして、現在よりまだ生徒数もかなり多うございましたし、その当時でもなおかつ余力を持った形の中で施設を設置したわけでございます。現在子どもの数も減ってきておりまして、確かに能力の6割程度しか出ておりませんが、そういった事情で数が減ってきたということでございます。さらに、こういった教育関係のほかにも何かこういったことで対応していくものがあれば、その時点でまた考えてまいりたいと、そのように考えております。

●議長中西勇夫君 お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、さよう決定いたします。

本日はこれをもって延会いたします。

午後3時13分 延会

以上会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに

署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員